

令和6年度版

# わたしたちの 介護保険

## 介護保険のしくみと利用方法



介護保険のしくみ

サービスの利用

サービスの種類

地域支援事業

サービスを利用するとき

保険料の決め方と納め方

施設一覧



### 鹿児島市

### ●介護保険のしくみ

# 介護保険の加入者となる人は

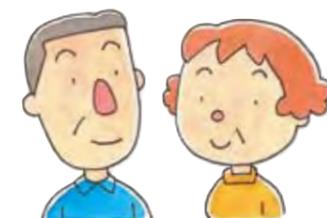
鹿児島市に住む40歳以上のみなさんは原則として鹿児島市が運営する介護保険の被保険者（加入者）となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に分けられます。

## 65歳以上の人は第1号被保険者です



第1号被保険者は原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要となった場合は、鹿児島市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

## 40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者です



第2号被保険者（医療保険加入者に限る）は老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や日常生活の支援が必要となった場合は、鹿児島市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

### 特定疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）
- 初老期における認知症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脳血管疾患
- 関節リウマチ
- 脊髄小脳変性症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊柱管狭窄症
- 後縦靭帯骨化症
- 早老症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ●介護保険の適用を受けない場合

- 鹿児島市に住む、40歳以上の人は原則として介護保険が適用されますが、次の人は適用されません。
- 40歳以上65歳未満の人で、医療保険に加入していない人。
- 在留資格または在留見込期間3か月以下の短期滞在の外国人。
- 指定障害者支援施設など、介護保険の適用除外施設に入所又は入院している人。

## 令和6年度 介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました（P30）
- 介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました（P6）
- 介護報酬が改定されサービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました（P8）
- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました（P12）  
購入を選択できる対象の福祉用具は●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

令和6年8月から

- 施設サービス利用時の居住費等の基準となる金額が変わります（P24、25）

## もくじ

\*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

### 介護保険のしくみ

介護保険の加入者となる人は .....1  
みんなが支え合う制度です .....2、3

### サービスの利用

介護保険のサービスを利用するまでの手続きの流れ .....4～7

### 介護保険のサービスの種類

利用できるサービス  
居宅（在宅）サービス .....8～13  
施設サービス .....14、15  
地域密着型サービス .....16～18

### 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業を利用しましょう .....19～22  
認知症の人と家族を支える取組 .....22

### サービスを利用するとき

サービス費用のめやす  
居宅（在宅）サービス .....23  
施設サービス .....24、25  
負担が高額になったとき .....26  
低所得者に対する利用料減額 .....27

### 保険料の決め方と納め方

保険料を納めて、  
みんなで介護を支えます .....28、29  
65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料 .....30～33  
40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料 .....32

### 施設一覧

長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）ってどんなところ？ .....34  
長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター） .....35  
居宅介護支援事業所 .....35～38  
介護老人福祉施設 .....39、40  
介護老人保健施設 .....40  
介護医療院 .....40  
小規模多機能型居宅介護事業所 .....40、41  
看護小規模多機能型居宅介護事業所 .....41

### 介護サービス情報公表システム

全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。ぜひご利用ください。

スマホ、PCでカンタン検索！



### 介護保険を動画で検索できます！

鹿児島市介護保険課のYouTubeで約30秒のショート動画を公開しています。



#### <動画の例>

- 介護認定の流れ
- 負担限度額認定
- 保険料の納め方

### オンライン申請

マイナンバーカードとスマホでいつでも手続きできます。対象となる手続きなど詳しくは市ホームページをご確認ください。



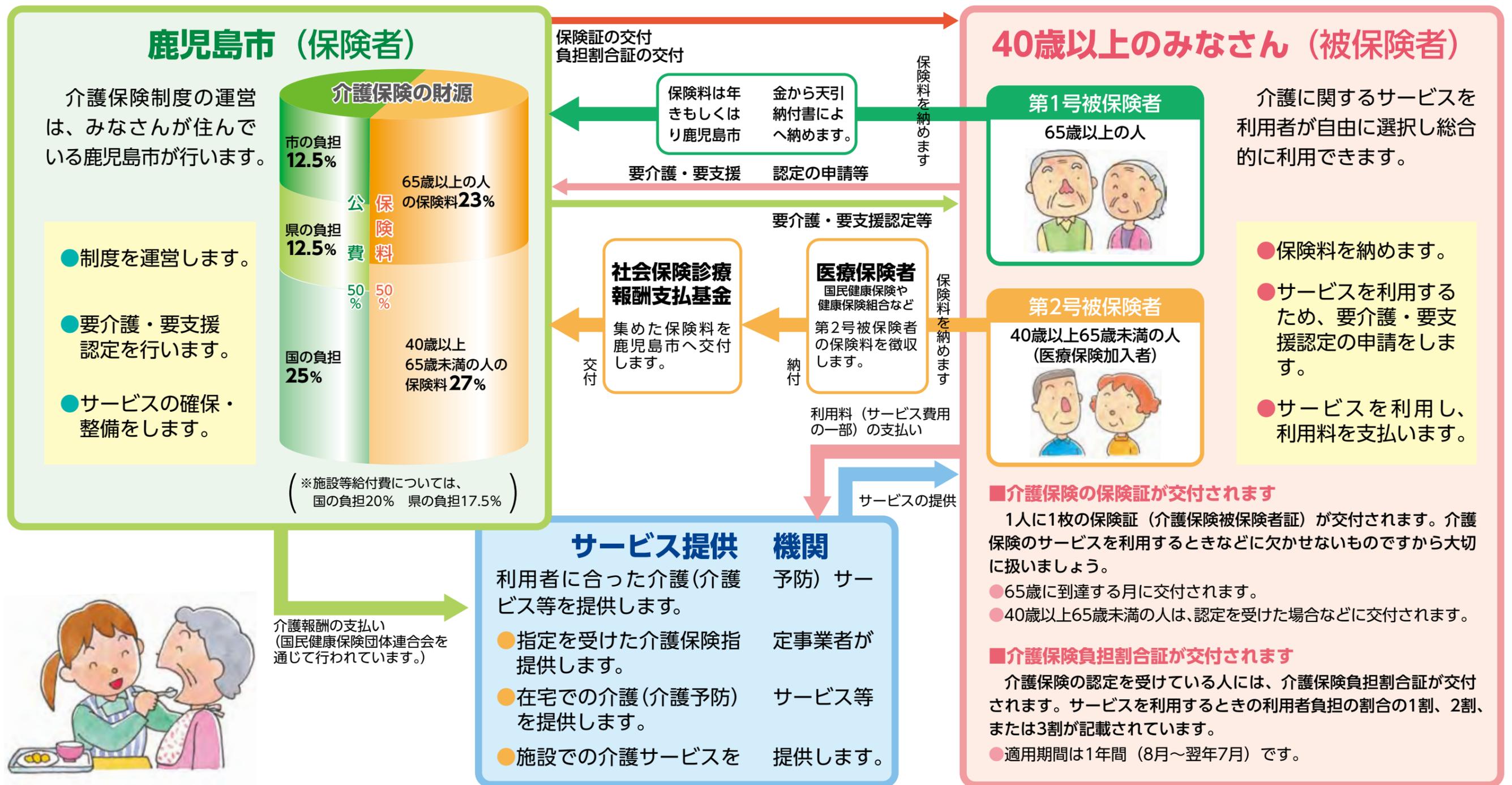
鹿児島市 介護保険 オンライン申請 検索

# みんなが支え合う制度です

介護保険制度は、みなさんの住む鹿児島市が保険者となって運営します。40歳以上の人々が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と

認定されたときには、利用料（費用の一部）を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。

## 介護保険制度のしくみ



介護報酬の支払い（国民健康保険団体連合会を通じて行われています。）

### ●サービスの利用

# 介護保険のサービスを利用するまでの手続きの流れ

## 認定申請

介護（介護予防）サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要がある人は、本人または家族が介護保険の窓口申請してください。

また、申請に行くことができない場合などには、長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所、介護保険施設に代行してもらうことができます。

- 申請に必要なもの**
- 要介護・要支援認定申請書  
※主治医の氏名等の記載が必要です。  
※原則としてマイナンバーを記入します。  
またマイナンバー確認と本人または代理人の身元確認書類等が必要です。
  - 介護保険被保険者証
  - 健康保険被保険者証

## ●認定調査

認定調査員が本人と面接し、心身の状況などについて、本人・家族などから聞き取り調査を行います。

## ●主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。



## 審査・判定

コンピュータ判定（一次判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分等の判定が行われます。

- コンピュータ判定
- 特記事項
- +
- 主治医意見書

## 認定調査について

申請後認定調査員が、あらかじめ調査実施日時を調整した上で認定調査に伺います。調査項目は74項目です。実際のご本人の状態や介助の程度をありのままに見させていただき、普段の様子などもお聞きします。できる限り家族などが立ち会いをして、ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なく調査員にお伝えください。

## ●介護認定審査会



認定調査の結果等と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。  
(二次判定)

## ●認定

介護を必要とする程度（要介護状態区分等）が認定されます。

- 非該当(自立)
- 要支援1
- 要支援2
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

## 認定結果の通知



原則として申請から30日以内に、鹿児島市から認定結果が通知されます。

## 更新

認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に認定の更新または変更の申請をしてください。更新時期になりましたら、文書でお知らせします。

- 介護の必要の程度に変化がない場合は 更新の申請をします
- 介護の必要の程度に変化があった場合は 変更の申請をします (この申請は、いつでも可能です。)
- 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は 更新の申請ではなく、より簡単な手続きを選ぶこともできます

## サービスを利用する

介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を行う事業者と契約し、ケアプラン・介護予防ケアプラン等に基づいてサービスを利用します。原則として利用者負担額は所得等に応じて費用の1割、2割、または3割です。

## ※非該当の人

介護（介護予防）サービスの利用はできませんが、健康相談などの一般介護予防事業が利用できます。また、基本チェックリストの実施により生活機能の低下が認められる人（事業対象者）は、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

## ケアプラン・介護予防ケアプラン等の作成

要介護1～5または要支援1・2と認定された人、事業対象者の人は、どんなサービスをどれくらい利用するかというケアプランまたは介護予防ケアプラン等を作成する必要があります。(P35～41に施設一覧あり)

※ケアプラン・介護予防ケアプラン等の作成は全額が保険給付となり自己負担はありません。

※施設に入所する人は、その施設内での施設サービス計画を作成します。

## ●ケアプランの作成依頼 (要介護1～5と認定された人)

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に、介護保険の保険証を添えて申し込みます。

## ●介護予防ケアプラン等の作成依頼 (要支援1・2と認定された人、事業対象者の人)

長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）※に介護保険の保険証を添えて申し込みます。

※「介護予防支援」の介護予防ケアプランは、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも作成を依頼できます。 **令和6年4月から**

## 在宅か施設かを選択

### ●在宅でサービスを利用

要介護1～5の人は、居宅介護支援事業所を決定し、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成を依頼します。要支援1・2、事業対象者（※）の人は、お住まいの地区を担当する長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）等に介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）等の作成を依頼します。

※「非該当の人」を参照して下さい。



### ●施設への入所利用

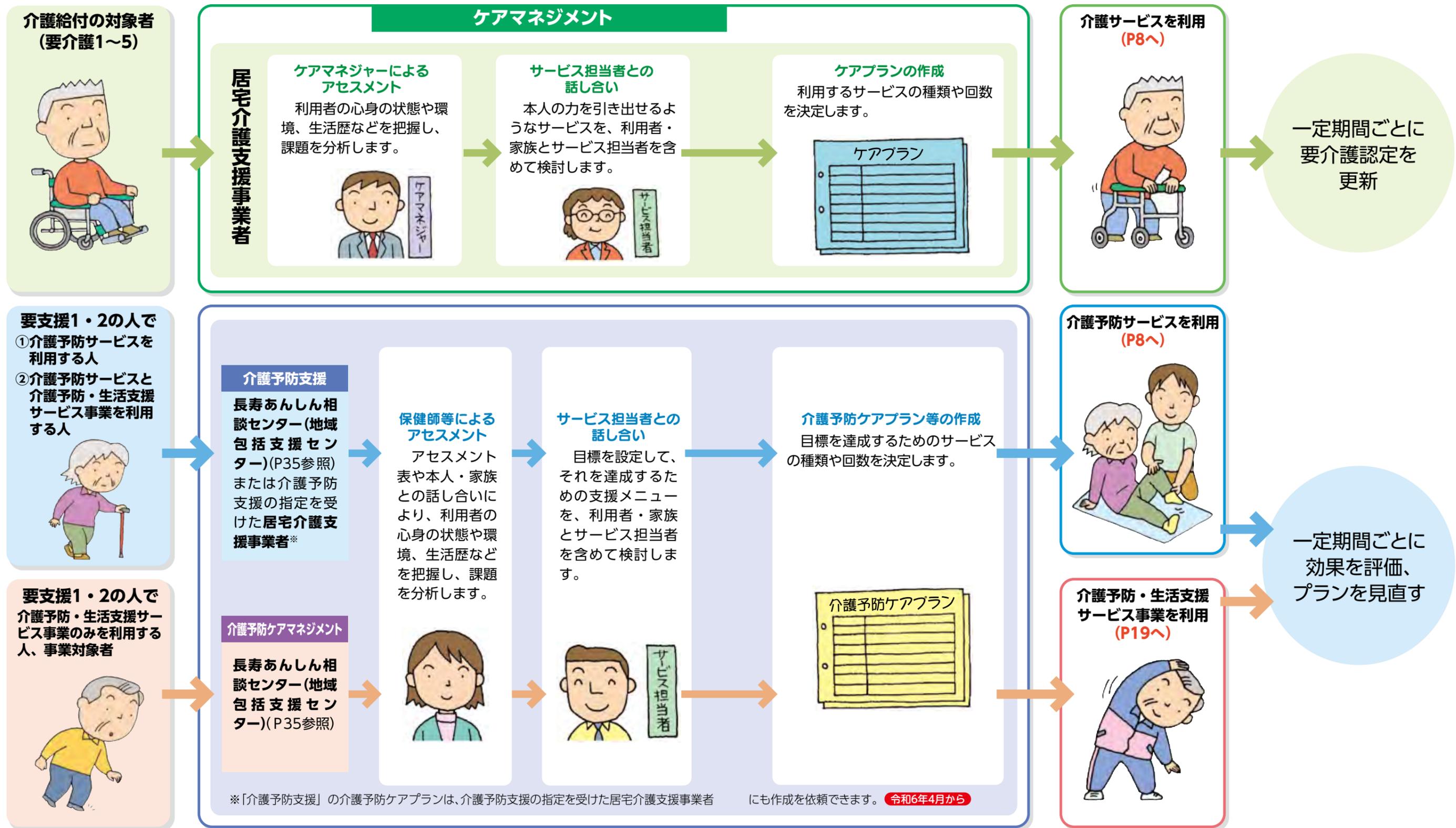
本人か家族が直接施設に申し込みます。(P14参照)



# ケアプラン等を作成します

介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業いずれも個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプラン等にもとづきサービスを利用します。

介護サービスはケアマネジャーがケアプランを、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業は保健師等が中心となって介護予防ケアプラン等を作成します。



●介護保険のサービスの種類

# 利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの内容や地域による加算、居住費等、食費、日常生活費がかかる場合があります。

## ●居宅(在宅)サービス

### 家に来てもらって利用する

#### 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。

#### 主なサービス内容

##### 身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、清拭(体を拭く)
- 通院・外出の付き添い など

##### 生活援助の例

- 食事の準備や調理
  - 衣類の洗濯や補修
  - 掃除や整理整頓
  - 生活必需品の買い物
  - 薬の受け取り など
- ※生活援助を利用できるのは、次の場合です。
- ①利用者がひとり暮らしの場合
  - ②利用者の家族などが、障害や疾病の場合
  - ③利用者の家族等が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合

##### 乗車・降車の介助の例

- 通院などの際の乗車・降車の介助
- ※要支援1・2の人は利用できません。
- ※乗降に介助が必要な人のみ利用できます。
- ※タクシー代金は介護保険の給付の対象とはなりません。別途自己負担になります。

#### ●利用者負担のめやす

##### 要介護1~5

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 身体介護中心<br>(20分以上30分未満の場合) | 244円 |
| 生活援助中心<br>(20分以上45分未満の場合) | 179円 |
| 通院等乗降介助                   | 97円  |

#### こんなサービスは介護保険の給付の対象となりません

- 家族のための援助や、家族が行うことが適当である行為  
本人以外の家族のための家事、本人が使用する部屋以外の掃除、来客への応接、自動車の洗車など
- 日常生活の援助に該当しない行為  
草むしり、花木の水やり、ペットの世話、大掃除、家屋の修理、正月や節句など特別に手間をかけて行う調理 など

#### 令和6年4月から

利用者負担のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、令和6年6月からの変更です。

要支援1・2の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」を利用します。くわしくはP20へ。



#### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

#### ●利用者負担のめやす

##### 要介護1~5

|    |        |
|----|--------|
| 1回 | 1,266円 |
|----|--------|

##### 要支援1・2

|    |      |
|----|------|
| 1回 | 856円 |
|----|------|



#### 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。

#### ●利用者負担のめやす

##### 要介護1~5

|     |      |
|-----|------|
| 1回* | 308円 |
|-----|------|

※20分間リハビリテーションを行った場合。

##### 要支援1・2

|     |      |
|-----|------|
| 1回* | 298円 |
|-----|------|

※20分間リハビリテーションを行った場合。



#### 訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

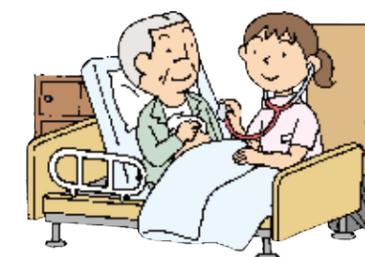
#### ●利用者負担のめやす

##### 要介護1~5

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 訪問看護ステーションから<br>(30分未満の場合) | 471円 |
| 病院または診療所から<br>(30分未満の場合)   | 399円 |

##### 要支援1・2

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 訪問看護ステーションから<br>(30分未満の場合) | 451円 |
| 病院または診療所から<br>(30分未満の場合)   | 382円 |



#### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が難しい人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

#### ●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

##### 要介護1~5

|                    |      |
|--------------------|------|
| 医師が行う場合<br>(月2回まで) | 515円 |
|--------------------|------|

##### 要支援1・2



## 施設に通って利用する

### 通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

#### 要介護1～5

|      |        |
|------|--------|
| 要介護1 | 658円   |
| 要介護2 | 777円   |
| 要介護3 | 900円   |
| 要介護4 | 1,023円 |
| 要介護5 | 1,148円 |

※送迎を含む。

要支援1・2の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「通所型サービス」を利用します。くわしくはP20へ。



### 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援のほか、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

#### 要介護1～5

|      |        |
|------|--------|
| 要介護1 | 762円   |
| 要介護2 | 903円   |
| 要介護3 | 1,046円 |
| 要介護4 | 1,215円 |
| 要介護5 | 1,379円 |

※送迎を含む。

(1か月につき)

#### 要支援1・2

共通サービス

|      |        |
|------|--------|
| 要支援1 | 2,268円 |
| 要支援2 | 4,228円 |

※送迎、入浴を含む。

選択的サービス

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 運動器機能向上<br>(令和6年5月まで) | 225円 |
| 栄養改善                  | 200円 |
| 口腔機能向上 (I)            | 150円 |



#### 選択的サービスを利用できます

介護予防通所リハビリテーションなどで、要支援1・2の人などに提供される選択的サービスとして、以下のようなプログラムを利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

##### 運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。(令和6年5月まで)

##### 栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

##### 口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

## 短期間施設に入所する

### 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす (併設型の場合・1日)

#### 要介護1～5

|      | 従来型個室 | 多床室  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要介護1 | 603円  | 603円 | 704円                   |
| 要介護2 | 672円  | 672円 | 772円                   |
| 要介護3 | 745円  | 745円 | 847円                   |
| 要介護4 | 815円  | 815円 | 918円                   |
| 要介護5 | 884円  | 884円 | 987円                   |

#### 要支援1・2

|      | 従来型個室 | 多床室  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要支援1 | 451円  | 451円 | 529円                   |
| 要支援2 | 561円  | 561円 | 656円                   |



### 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練、日常生活上の支援などを行います。

#### ●利用者負担のめやす (介護老人保健施設の場合・1日)

#### 要介護1～5

|      | 従来型個室 | 多床室    | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|--------|------------------------|
| 要介護1 | 753円  | 830円   | 836円                   |
| 要介護2 | 801円  | 880円   | 883円                   |
| 要介護3 | 864円  | 944円   | 948円                   |
| 要介護4 | 918円  | 997円   | 1,003円                 |
| 要介護5 | 971円  | 1,052円 | 1,056円                 |

#### 要支援1・2

|      | 従来型個室 | 多床室  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要支援1 | 579円  | 613円 | 624円                   |
| 要支援2 | 726円  | 774円 | 789円                   |



## 入居している施設で利用する

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

#### 要介護1～5

|      |      |
|------|------|
| 要介護1 | 542円 |
| 要介護2 | 609円 |
| 要介護3 | 679円 |
| 要介護4 | 744円 |
| 要介護5 | 813円 |

#### 要支援1・2

|      |      |
|------|------|
| 要支援1 | 183円 |
| 要支援2 | 313円 |

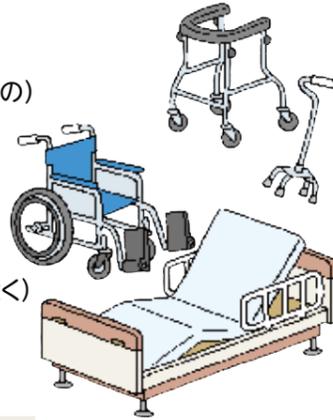


福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。

対象の福祉用具

- ① 車いす
- ② 車いす付属品 (電動補助装置など)
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品 (サイドレールなど)
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり (工事をとみなさないもの)
- ⑧ スロープ (工事をとみなさないもの)
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト (つり具の部分を除く)
- ⑬ 自動排泄処理装置



※①～⑥、⑪、⑫の福祉用具は、原則として要介護2～5の人が対象です。  
 ※⑬の福祉用具は、原則として要介護4・5の人が対象です。

次の福祉用具は、利用方法 (借りる、または購入する) を選択できます。 **令和6年4月から**  
 ⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器 (歩行車を除く) ⑩のうち単点杖 (松葉づえを除く) と多点杖  
 利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。限度基準額 (P23参照) が適用されます。用具の種類や事業者により金額は異なりますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

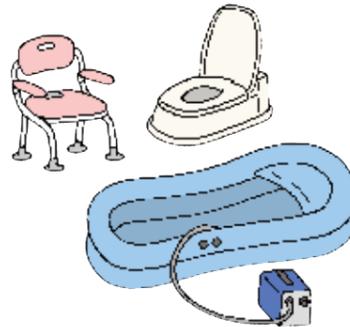
特定福祉用具販売

申請が必要です

都道府県等の指定を受けた事業者から福祉用具を購入したとき、同一年度 (4月1日～翌年3月31日) で10万円を上限に購入費の9割、8割または7割が支給されます。

対象の福祉用具

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分



次の福祉用具貸与の対象用具は、購入して利用することもできます。 **令和6年4月から**  
 ■固定用スロープ ■歩行器 (歩行車を除く) ■単点杖 (松葉づえを除く) と多点杖

※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。  
 ※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

利用者負担について

購入費用をいったん全額支払い、後日市に申請して9割、8割、または7割分の保険給付を受ける方法 (償還払い) と、費用の1割、2割、または3割のみを支払い、残りの9割、8割、または7割分は市が直接事業者へ支払う方法 (受領委任払い) があります。事業者によっては、受領委任払いを実施していないところもありますので、事前に事業者を確認してください。

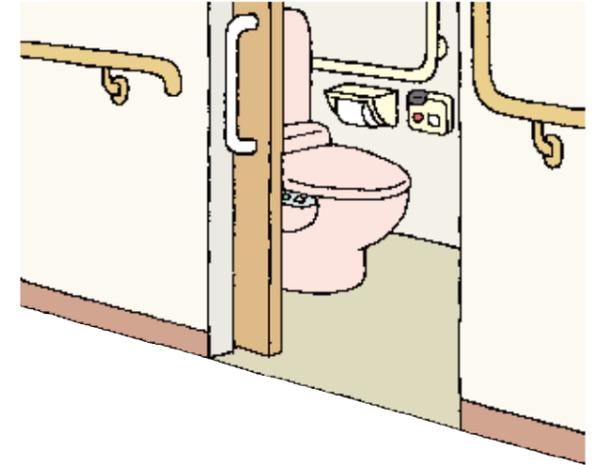
住宅改修費支給

事前の申請が必要です!

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費最大20万円の9割、8割または7割が支給されます。

対象の住宅改修

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他①～⑤に伴い必要な住宅改修



利用者負担について

改修費用をいったん全額支払い、後日市に申請して9割、8割、または7割分の保険給付を受ける方法 (償還払い) と、費用の1割、2割、または3割のみを支払い、残りの9割、8割、または7割分は市が直接事業者へ支払う方法 (受領委任払い) があります。事業者によっては、受領委任払いを実施していないところもありますので、事前に事業者を確認してください。

以下のときに再度給付を受けられる場合があります。

- 転居したとき
- 要介護状態区分が大きくなったとき

手続きの流れ



事前申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書 (ケアマネジャー等が作成)
- 改修費見積書 (原本)
- 図面 (工事を行う箇所、内容、規模のわかるもの)
- 住宅所有者の承諾書 (申請者と住宅所有者が異なる場合)
- 改修前の写真 (撮影日の入ったもの)
- 振込先名義人の預金通帳 (償還払いの場合)
- 印かん

完了届に必要な書類

- 住宅改修費完了届
  - 領収書 (原本)
  - 改修完了の写真 (撮影日の入ったもの)
- ※事前申請の内容に変更が生じた場合は、改修費見積書、図面の提出が必要です。

※その他長寿支援課 (☎099-216-1266) では、住宅改修費の助成事業があります。

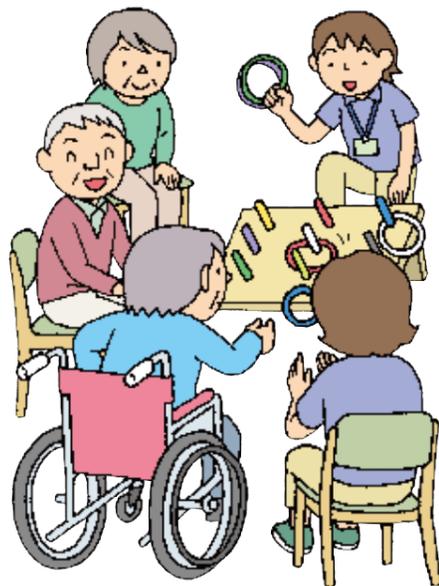
# 施設サービス (要支援1・2の人は利用できません)

## 施設に入所する

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。  
 ※3施設とも別途居住費および食費が必要です。(P24、25参照)

### 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話などを行います。原則として要介護3～5の人が対象です。(要介護1・2の人は特列入所が認められた人のみ利用できます。)



●利用者負担のめやす (30日の場合)

#### 要介護1～5

|      | 従来型個室   | 多床室     | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 |
|------|---------|---------|------------------------|
| 要介護1 | 17,670円 | 17,670円 | 20,100円                |
| 要介護2 | 19,770円 | 19,770円 | 22,200円                |
| 要介護3 | 21,960円 | 21,960円 | 24,450円                |
| 要介護4 | 24,060円 | 24,060円 | 26,580円                |
| 要介護5 | 26,130円 | 26,130円 | 28,650円                |

### 介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定し在宅復帰をめざしている人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす (30日の場合)

#### 要介護1～5

|      | 従来型個室   | 多床室     | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 |
|------|---------|---------|------------------------|
| 要介護1 | 21,510円 | 23,790円 | 24,060円                |
| 要介護2 | 22,890円 | 25,290円 | 25,440円                |
| 要介護3 | 24,840円 | 27,240円 | 27,390円                |
| 要介護4 | 26,490円 | 28,830円 | 29,040円                |
| 要介護5 | 27,960円 | 30,360円 | 30,540円                |

## 介護医療院

長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能もそなえた施設で、医療と介護を一体的に行います。



●利用者負担のめやす (30日の場合)

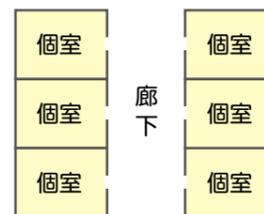
#### 要介護1～5

|      | 従来型個室   | 多床室     | ユニット型個室<br>ユニット型個室の多床室 |
|------|---------|---------|------------------------|
| 要介護1 | 21,630円 | 24,990円 | 25,500円                |
| 要介護2 | 24,960円 | 28,290円 | 28,800円                |
| 要介護3 | 32,100円 | 35,460円 | 35,970円                |
| 要介護4 | 35,160円 | 38,490円 | 39,000円                |
| 要介護5 | 37,890円 | 41,250円 | 41,760円                |

## 介護施設の部屋のタイプについて

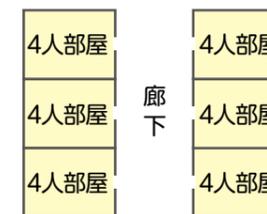
### 従来型個室

ユニットを構成しない個室



### 多床室

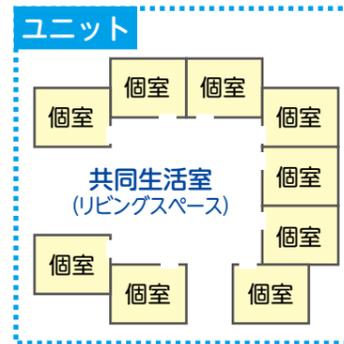
ユニットを構成しない相部屋



- 個室とは、壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋のことです。
- ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室(リビングスペース)によって一体的に構成される場所のことです。

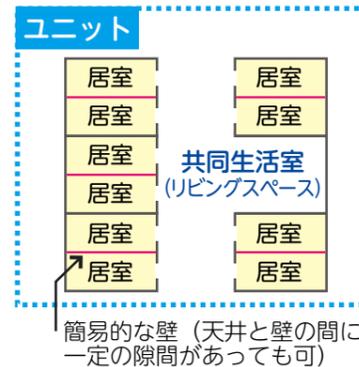
### ユニット型個室

ユニットを構成する個室



### ユニット型個室的多床室

ユニットを構成し、完全な個室ではない部屋



## ● 地域密着型サービス (原則として、住民票がある市区町村の地域密着型サービスのみ利用できます)

### 住み慣れた地域で利用する

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

#### 夜間対応型訪問介護

※要支援1・2の人は利用できません。

夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

- 利用者負担のめやす (オペレーションセンターを設置している場合)

##### 要介護1~5

|             |        |
|-------------|--------|
| 基本夜間対応型訪問介護 | 989円/月 |
| 定期巡回サービス    | 372円/回 |
| 随時訪問サービス(I) | 567円/回 |



#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

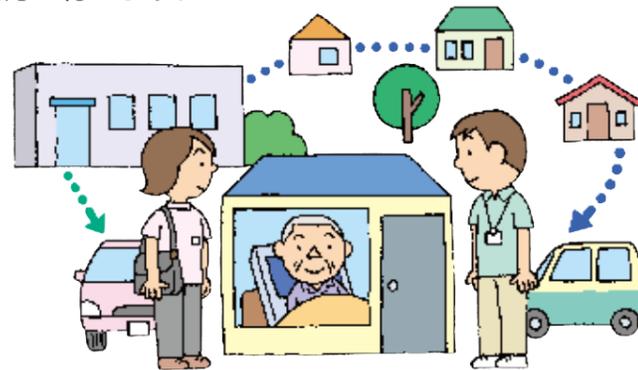
※要支援1・2の人は利用できません。

訪問介護と訪問看護が連携し、日中・夜間を通じて定期的な巡回による訪問と、通報などによる随時の対応を行います。

- 利用者負担のめやす (1か月) (一体型・訪問看護サービスを行う場合)

##### 要介護1~5

|      |         |
|------|---------|
| 要介護1 | 7,946円  |
| 要介護2 | 12,413円 |
| 要介護3 | 18,948円 |
| 要介護4 | 23,358円 |
| 要介護5 | 28,298円 |



#### 地域密着型通所介護

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

- 利用者負担のめやす (7時間以上8時間未満の場合)

##### 要介護1~5

|      |        |
|------|--------|
| 要介護1 | 753円   |
| 要介護2 | 890円   |
| 要介護3 | 1,032円 |
| 要介護4 | 1,172円 |
| 要介護5 | 1,312円 |



#### 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービスを行います。

- 利用者負担のめやす (1か月)

##### 要介護1~5

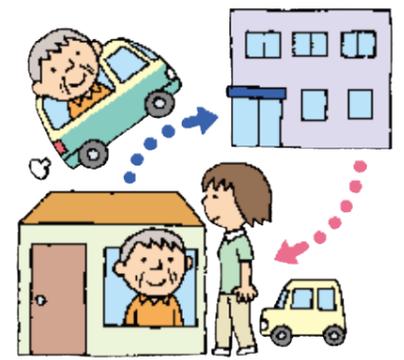
|      |         |
|------|---------|
| 要介護1 | 10,458円 |
| 要介護2 | 15,370円 |
| 要介護3 | 22,359円 |
| 要介護4 | 24,677円 |
| 要介護5 | 27,209円 |

##### 要支援1・2

|      |        |
|------|--------|
| 要支援1 | 3,450円 |
| 要支援2 | 6,972円 |

※このサービスを利用している間は、次のサービスが利用できません。

- 訪問介護 ● 訪問入浴介護
- 通所介護・通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護 ● 特定施設入居者生活介護
- その他の地域密着型サービス



#### 看護小規模多機能型居宅介護

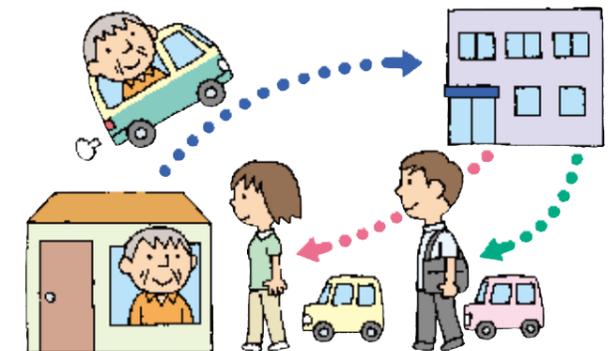
※要支援1・2の人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護を行います。

- 利用者負担のめやす (1か月)

##### 要介護1~5

|      |         |
|------|---------|
| 要介護1 | 12,447円 |
| 要介護2 | 17,415円 |
| 要介護3 | 24,481円 |
| 要介護4 | 27,766円 |
| 要介護5 | 31,408円 |



#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。原則として要介護3~5の人が対象です。(要介護1・2の人は特例入所が認められた人のみ利用できます。)

- 利用者負担のめやす (1日)

##### 要介護1~5

|      | 従来型個室 | 多床室  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要介護1 | 600円  | 600円 | 682円                   |
| 要介護2 | 671円  | 671円 | 753円                   |
| 要介護3 | 745円  | 745円 | 828円                   |
| 要介護4 | 817円  | 817円 | 901円                   |
| 要介護5 | 887円  | 887円 | 971円                   |



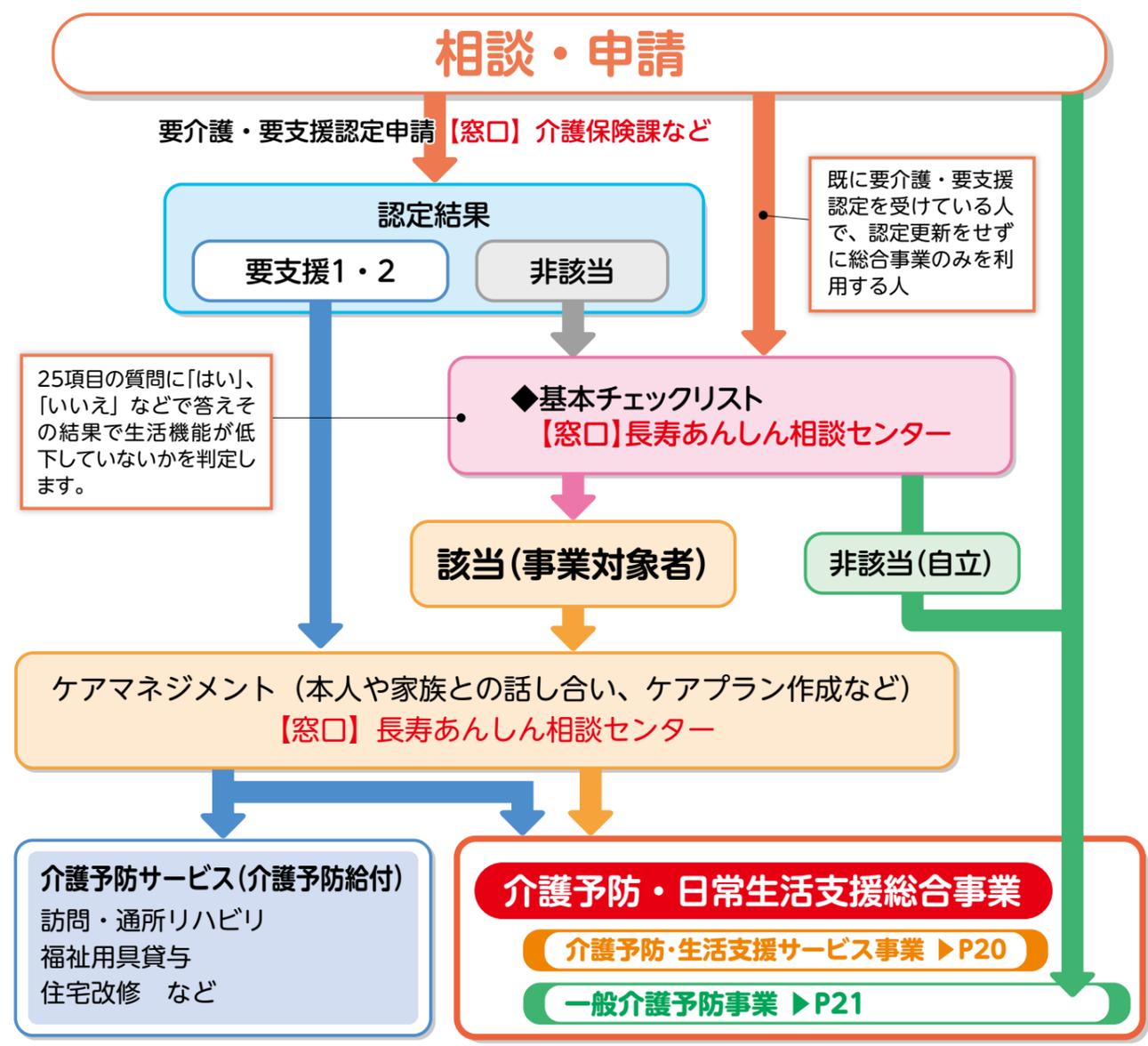
●地域支援事業

# 介護予防・日常生活支援 総合事業を利用しましょう

介護が必要な状態になることを予防するために、運動などの生活機能低下がある人を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

(\*生活機能とは：移動や外出、人づきあいなど、高齢者が自立して生活するのに必要な能力)

## 総合事業の利用までの流れ



総合事業の利用に関するご相談は、  
長寿あんしん相談センターへ！(P35)

## 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居している人に、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。



●利用者負担のめやす(1日)

要介護1~5

|      |      |
|------|------|
| 要介護1 | 546円 |
| 要介護2 | 614円 |
| 要介護3 | 685円 |
| 要介護4 | 750円 |
| 要介護5 | 820円 |

## 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練など専門的なケアを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす(単独型・7時間以上8時間未満の場合)

要介護1~5

|      |        |
|------|--------|
| 要介護1 | 994円   |
| 要介護2 | 1,102円 |
| 要介護3 | 1,210円 |
| 要介護4 | 1,319円 |
| 要介護5 | 1,427円 |

要支援1・2

|      |      |
|------|------|
| 要支援1 | 861円 |
| 要支援2 | 961円 |



## 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人を対象に、共同生活する住宅で食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

※要支援1の人は利用できません。



●利用者負担のめやす(ユニット数1の場合・1日)

要介護1~5

|      |      |
|------|------|
| 要介護1 | 765円 |
| 要介護2 | 801円 |
| 要介護3 | 824円 |
| 要介護4 | 841円 |
| 要介護5 | 859円 |

要支援2

|      |      |
|------|------|
| 要支援2 | 761円 |
|------|------|

## 介護予防・生活支援サービス事業

### 対象者

- 要支援1・2の人
- 事業対象者（生活機能の低下がみられる人）

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています（一定以上所得者の場合は2割または3割負担になります）。また、利用する事業所ごとの職員の専門性や配置、業務の特性に応じた費用が加算される場合があります。

### 訪問型サービス

| 名称          | サービス内容   | 利用者負担のめやす   |
|-------------|--|---|
| 予防型訪問介護     | 生活援助<br>・調理、洗濯、掃除の支援など<br>身体介護<br>・食事、入浴、排せつの介助など            | 週1回程度<br>1か月 1,176円<br>週2回程度<br>1か月 2,349円<br>週2回程度を超える※1<br>1か月 3,727円 |
| 生活支援型訪問介護   | 生活援助<br>・調理、洗濯、掃除の支援など<br>市の研修修了者も従事する場合があります                | 週1回程度<br>1か月 929円<br>週2回程度<br>1か月 1,858円<br>週2回程度を超える※1<br>1か月 2,787円   |
| 訪問型住民主体サービス | 生活援助<br>・調理支援、ゴミ出し、買物など<br>ボランティア団体による支援です<br>詳しくはP22をご覧ください | ※利用料金（利用者負担金）は、各団体により異なります  |
| 訪問型個別支援     | 閉じこもり、認知症、うつ予防に関する保健師による個別支援                                 | ※利用にかかる自己負担はありません   |

### 通所型サービス

| 名称                                | サービス内容                                      | 利用者負担のめやす  |
|-----------------------------------|---|--|
| 予防型通所介護<br>主に6～7時間程度<br>※半日もあります。 | 食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援など                 | 要支援1、事業対象者<br>1か月 1,798円<br>要支援2、事業対象者<br>1か月 3,621円<br>・送迎、入浴含む<br>・食費は別途自己負担 |
| ミニデイ型通所介護<br>3時間程度                | 日常生活上の支援や運動・レクリエーション<br>市の研修修了者も従事する場合があります | 要支援1、事業対象者<br>1か月 1,414円<br>要支援2、事業対象者<br>1か月 2,828円<br>・送迎、入浴含む<br>・食費は別途自己負担 |
| 運動型通所介護<br>2時間程度                  | 運動器の機能向上のための支援                              | 1回 366円<br>・送迎を含む  |

※1 要支援1の人は利用できません。

## 一般介護予防事業

### 対象者

- 65歳以上のすべての人

### ■ よかよか元気クラブ

住民が主体となって概ね週1回活動する集まりで、住み慣れた身近な地域で「鹿児島よかよか体操」を中心とした健康づくりを行います。



### ■ お達者クラブ

地域の公民館等で、体操や健康講座、創作活動などの介護予防活動を行います。



### ■ 健康教育

認知症予防やフレイル予防など、介護予防や生活習慣病予防について、健康教育を行います。

### ■ 健康相談

心身の健康や介護予防などに関して、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が個別の相談に応じます。



### ■ 一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室

高齢者の介護予防のため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を一体化した複合型教室を開催します。

### ■ 高齢者いきいきポイント

鹿児島市社会福祉協議会が募集・管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動、健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進します。（ただし、要支援・要介護認定を受けていない方が対象となります。）

### 総合事業についてよくある質問



「事業対象者」は、総合事業以外の介護保険サービス（訪問・通所リハビリや福祉用具貸与など）を利用できますか？



総合事業以外の介護保険サービスは利用できません。  
総合事業以外の介護保険サービスを利用する場合は、要介護・要支援認定が必要となります。

### ●サービスを利用するとき

# サービス費用のめやす

## 利用者の負担は、原則として費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者がサービス費用の利用者負担の割合分を支払います。

### ■利用者負担の割合（3割、2割負担は①②を両方満たす場合）

|           |   |
|-----------|---|
| <b>3割</b> | ①本人の合計所得金額※1が220万円以上<br>②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額※2」が<br>・単身世帯=340万円以上<br>・2人以上世帯=463万円以上                 |
| <b>2割</b> | 3割の対象とならない人で<br>①本人の合計所得金額※1が160万円以上<br>②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額※2」が<br>・単身世帯=280万円以上<br>・2人以上世帯=346万円以上 |
| <b>1割</b> | 上記以外の人  |

※1「合計所得金額」は「地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。

※2「公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額」に給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は所得金額調整控除前の金額）から10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。

## 居宅（在宅）サービス

### 介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分等に応じて保険対象の上限額（区分支給限度基準額）が決まっています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合に応じた負担ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

**例** 要介護1（限度基準額16万7,650円、利用者負担1割）の人が、20万円のサービスを利用した場合



### 限度基準額が適用されないサービス

#### 要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修費支給

#### 要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給

### ◆主な居宅（在宅）サービスの限度基準額

| 要介護状態区分等    | 1か月の限度基準額 |
|-------------|-----------|
| 要支援1（事業対象者） | 5万 320円   |
| 要支援2        | 10万5,310円 |
| 要介護1        | 16万7,650円 |
| 要介護2        | 19万7,050円 |
| 要介護3        | 27万 480円  |
| 要介護4        | 30万9,380円 |
| 要介護5        | 36万2,170円 |

※上記の限度基準額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて加算が行われます。

## 訪問型住民主体サービス

- 訪問型住民主体サービスは、市の「支えあい活動補助金」を受けたボランティア団体が行う調理や洗濯、掃除などの生活援助です。
- 団体によって支援内容は様々であり、他のサービスでは利用できない、庭の草取りや外出付添いなどの支援を実施する団体もあります。
- 各団体の活動内容や地域等は、市のホームページでご覧になれます。



### 支えあい活動補助金について

高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、要支援者等の生活援助を行うボランティア団体に対して補助金を交付しています。

- 対象団体：ボランティア活動として要支援者等の生活援助を行う団体
- 対象活動：調理、洗濯、掃除、ごみ出し、買い物、外出付添いなど
- 対象経費：利用者との調整を行う者の人件費、事務所借上料、保険加入料、ボランティア活動従事者に対する活動奨励金など
- 補助金額：補助対象経費の範囲内で1団体当たり年間50万円を上限に交付

※訪問型住民主体サービスを利用したい方や、支えあい活動補助金を活用したい団体の方は、長寿あんしん相談センターにご相談ください。

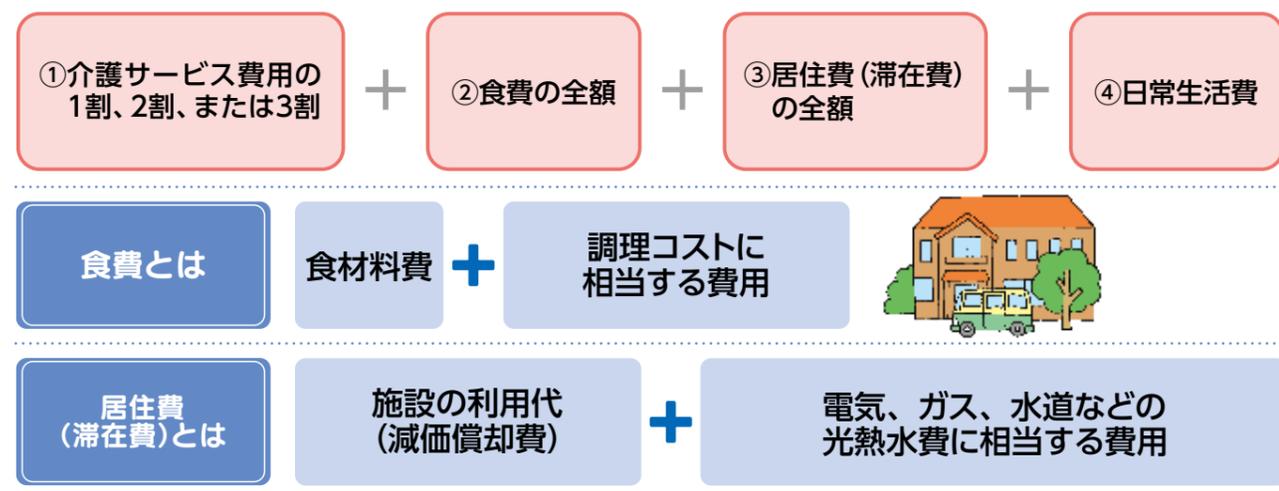
## 認知症の人と家族を支える取組

| 主な取組   | 内容   |
|--|--|
| ① 認知症等見守りメイト（認知症等見守りメイト養成講座）   | 認知症等見守りメイト（ボランティア）が、認知症の人や認知症と思われる高齢者等の見守りや声かけ、話し相手等を行います。ご利用には、申し込みが必要です。認知症等見守りメイトとして活動したい人は、養成講座（1.5日の講義）を受講して頂きます。   |
| ② 認知症介護教室  | 認知症の人の介護をしている家族や認知症の人の介護について学びたい人のための講座です。家族同士が交流できる時間もあります。   |
| ③ 認知症初期集中支援チーム   | 認知症が疑われる人または認知症の人で、医療や介護サービスを受けていない人や中断している人に対して、専門職のチームが本人及びその家族に関わり、早期診断・対応に向け、医療・介護サービス利用や介護負担軽減などのサポートを行います。   |
| ④ チームオレンジ  | 認知症の人とその家族、市の指定する講座を修了したサポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援等を行うボランティア団体を「チームオレンジ」として認定し、運営を支援します。   |
| ⑤ 認知症おかえりサポートシステム<br> | 市のLINE公式アカウントを活用し、認知症などにより行方不明となった事前登録者の情報を協力サポーターに配信することで、行方不明者の早期発見につなげます。<br>・事前登録のおすすめ！行方不明になる前に…<br>「家族が行方不明になったら心配」という人は、認知症支援室または、長寿あんしん相談センターまでお問い合わせください。 |
| ⑥ 認知症介護の電話相談（認知症の人と家族の会）   | 介護の不安や悩み、仕方などについての相談が無料でできます。<br>・電話番号：099-257-3887<br>・相談日時：月～金 ※祝日・年末年始を除く 10時～16時   |
| ⑦ 認知症カフェ<br>          | 認知症の人や家族、地域の人など、どなたでも集える場所で、気軽に相談等ができます。市内には28か所（令和6年2月末）のカフェがあります。（カフェの情報は市のホームページからご覧になれます。）   |

※①～④の詳細は長寿あんしん相談センター本部（電話番号813-1040）もしくは各センター（P35）に、⑤～⑦の詳細は認知症支援室（電話番号808-2805）にお問い合わせください。

## 施設サービス

施設サービスを利用した場合の利用者負担額は、①介護サービス費用の1割、2割、または3割、②食費の全額、③居住費（滞在費）の全額、④理美容代などの日常生活費などになります。



### 食費と居住費（滞在費）のめやす（基準費用額）

施設でサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）の平均的な額を基準費用額として設定しています。ただし、実際に負担する額は、施設と利用者との契約によって決められます。

令和6年8月から 居住費等の基準費用額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

| 基準費用額              | 1日当たりの居住費（滞在費）     |                    |  |  | 1日当たりの食費 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--|--|----------|
|                    | ユニット型個室            | ユニット型個室的多床室        | 従来型個室  | 多床室  |          |
| 2,006円<br>【2,066円】 | 1,668円<br>【1,728円】 | 1,668円<br>【1,728円】 | 1,668円 【1,728円】<br>〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円 【1,231円】〕 | 377円 【437円】<br>〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円 【915円】〕 | 1,445円   |

### 施設サービスの利用額 （1か月を30日、食費・居住費（多床室）を基準費用額と同額、P14、15の平均費用の1割負担として考えた場合） ※100円未満切り捨て

| 種類                  | 平均介護サービス費用額<br>（1か月当たり） | 日常生活費などを除く<br>利用者負担額（①+②+③）  |
|---------------------|-------------------------|------------------------------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 219,100円                | 90,900円<br>（令和6年8月から92,700円） |
| 介護老人保健施設（老人保健施設）    | 271,000円                | 81,700円<br>（令和6年8月から83,500円） |
| 介護医療院               | 336,900円                | 88,300円<br>（令和6年8月から90,100円） |

※施設や要介護状態区分に応じた介護報酬により利用額は異なります。

## 所得の低い人は負担が軽減されます

所得の低い人に対しては、自己負担の限度額が設けられています。限度額を超える人については申請をすることにより、特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されます。

### 軽減の対象となる人

| 利用者負担段階 | 対象者   |                              |
|---------|---|------------------------------|
|         | 所得の状況   | 預貯金等資産要件                     |
| 第1段階    | ● 老齢福祉年金受給者で世帯（世帯を分離している配偶者や内縁関係の方を含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税の人<br>● 生活保護を受給している人            | 単身：1,000万円以下<br>夫婦：2,000万円以下 |
| 第2段階    | ● 世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円以下の人       | 単身：650万円以下<br>夫婦：1,650万円以下   |
| 第3段階①   | ● 世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円超120万円以下の人 | 単身：550万円以下<br>夫婦：1,550万円以下   |
| 第3段階②   | ● 世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が120万円超の人       | 単身：500万円以下<br>夫婦：1,500万円以下   |

● 上記に該当しない場合でも、高齢者夫婦世帯等で一方が施設に入所し（ショートステイは除く）、食費・居住費を負担することにより、他の世帯員が生計困難となる場合には、一定の要件を満たせば第3段階②に変更できる場合があります。

● 第2号被保険者の人は、段階にかかわらず預貯金等資産要件は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

● 「合計所得金額」とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地・建物の譲渡所得がある場合には、この合計所得金額から特別控除額を差し引いた金額になります。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は、所得金額調整控除前の金額）から、10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。

● 対象となるサービスは、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護医療院」「（介護予防）短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）」「地域密着型介護老人福祉施設」です。

### 申請により、基準費用額（P24）が下表の限度額までの自己負担となります

● 利用者負担限度額（日額） 令和6年8月から 居住費等の負担限度額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

| 利用者負担段階 | 1日当たりの居住費（滞在費）     |                    |   |                | 1日当たりの食費 |          |
|---------|--------------------|--------------------|---|----------------|----------|----------|
|         | ユニット型個室            | ユニット型個室的多床室        | 従来型個室   | 多床室            | 施設サービス   | 短期入所サービス |
| 第1段階    | 820円<br>【880円】     | 490円<br>【550円】     | 490円【550円】<br>〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護320円【380円】〕     | 0円             | 300円     | 300円     |
| 第2段階    | 820円<br>【880円】     | 490円<br>【550円】     | 490円【550円】<br>〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護420円【480円】〕     | 370円<br>【430円】 | 390円     | 600円     |
| 第3段階①   | 1,310円<br>【1,370円】 | 1,310円<br>【1,370円】 | 1,310円【1,370円】<br>〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護820円【880円】〕 | 370円<br>【430円】 | 650円     | 1,000円   |
| 第3段階②   | 1,310円<br>【1,370円】 | 1,310円<br>【1,370円】 | 1,310円【1,370円】<br>〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護820円【880円】〕 | 370円<br>【430円】 | 1,360円   | 1,300円   |

※基準費用額と負担限度額の差額は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として事業者へ給付されます。

### 負担限度額認定を受けるためには、申請が必要です

軽減を受けるためには申請が必要となります。軽減が認められると「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、サービスを利用するときに事業者へ提示してください。

また、負担限度額認定は毎年更新の手続きが必要です。引き続き負担限度額認定を利用する場合は、認定証の有効期間を確認して申請の手続きをおこなってください。

## 負担が高額になったとき

### ①介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1割、2割、または3割）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

※介護保険の窓口で「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。



### ■利用者負担の上限(1か月)

| 利用者負担段階区分  | 上限額(世帯合計)              |
|--|------------------------|
| ●課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の人がいる世帯                          | 140,100円               |
| ●課税所得380万円(年収約770万円)以上～同690万円(同約1,160万円)未満の65歳以上の人がいる世帯        | 93,000円                |
| ●上記区分以外の市町村民税課税世帯  | 44,400円                |
| ●市町村民税非課税世帯  | 24,600円                |
| ●公的年金等に係る雑所得金額を除いた合計所得金額*および課税年金収入額の合計が80万円以下の人<br>●高齢福祉年金の受給者 | 15,000円(個人)            |
| ●生活保護の受給者<br>●利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合           | 15,000円(個人)<br>15,000円 |

※「合計所得金額」とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地・建物の譲渡所得がある場合には、この合計所得金額から特別控除額を差し引いた金額になります。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は、所得金額調整控除前の金額）から、10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。

### ②介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。



### ■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額<年額/8月～翌年7月>

| 所得<br>(基礎控除後の<br>総所得金額等) | 70歳未満の人が<br>いる世帯 | 所得区分            | 70～74歳の人が<br>いる世帯 | 後期高齢者医療制度で<br>医療を受ける人が<br>いる世帯 |
|--------------------------|------------------|-----------------|-------------------|--------------------------------|
| 901万円超                   | 212万円            | 課税所得<br>690万円以上 | 212万円             | 212万円                          |
| 600万円超<br>901万円以下        | 141万円            | 課税所得<br>380万円以上 | 141万円             | 141万円                          |
| 210万円超<br>600万円以下        | 67万円             | 課税所得<br>145万円以上 | 67万円              | 67万円                           |
| 210万円以下                  | 60万円             | 一般              | 56万円              | 56万円                           |
| 市町村民税<br>非課税世帯           | 34万円             | 低所得者Ⅱ           | 31万円              | 31万円                           |
|                          |                  | 低所得者Ⅰ*          | 19万円              | 19万円                           |

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

## 低所得者に対する利用料減額

### 国の特別対策

#### 1 障害者などの訪問介護等利用者に対する支援措置

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として利用者負担額のなかった人が、介護保険制度の適用となり訪問介護・夜間対応型訪問介護を利用する場合、利用者負担額が全額免除されます。

#### 2 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

世帯全員が市町村民税非課税で、一定の要件を満たす生計が困難な人が、社会福祉法人等が提供するサービス、訪問介護・通所介護・(介護予防)短期入所生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・看護小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護・(介護予防)小規模多機能型居宅介護・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・鹿児島市における予防型訪問介護・予防型通所介護を利用する場合、原則として利用者負担額の4分の1（生活保護受給者については、一部サービスの利用者負担額の全額）が軽減されます。

### 鹿児島市の対策

#### 1 訪問介護等利用者負担の助成

- ①生計中心者が所得税非課税である世帯に属し、令和5年度現在において国の経過措置対象者として認定されていた人が、訪問介護等\*を利用する場合、利用者負担額の2分の1が助成されます。
- ②生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給者や①の国の経過措置対象者は除く）で令和5年度現在において助成対象者として認定されていた人が訪問介護等\*を利用する場合、①に準じて利用者負担額が助成されます。
- ③障害者総合支援法の施行に伴う利用者負担の助成を受けていた人等が訪問介護等\*を利用する場合、①に準じて利用者負担額が助成されます。

※上記、訪問介護等とは、訪問介護・夜間対応型訪問介護・第一号訪問事業（鹿児島市における予防型訪問介護・生活支援型訪問介護）のことです。

#### 2 訪問サービスなどの利用料助成

世帯全員が市町村民税非課税で、一定の要件を満たす生計が困難な人（生活保護受給者を除く）が、在宅で介護（介護予防）サービス（訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・通所リハビリ・短期入所療養介護・福祉用具貸与）を利用する場合、原則として利用者負担額の4分の1が助成されます。

#### 3 特別な事情による利用者負担の減免について

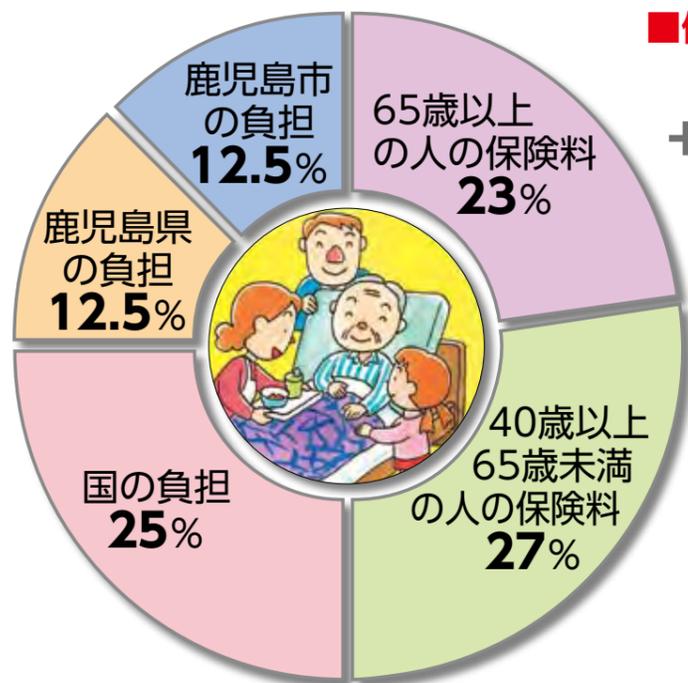
災害、失業などの特別な事情により、一時的に介護サービス費利用者負担の支払いが困難な場合、利用者負担の減免制度があります。詳しくは介護保険の窓口までご相談ください。

※利用者負担額の減額等を受けるには、認定証、確認証の交付を申請し、事業者に提示してください。

●保険料の決め方と納め方

# 保険料を納めて、 みんなで介護を支えます

介護保険は、公費と40歳以上のおみなさんに納めていただく保険料を財源に運営しています。介護（介護予防）サービスが充分提供されるように、そして介護が必要となったときには、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



■保険料は介護保険の大切な財源です

サービスの利用者負担 (利用者負担についてはP23)

+ 鹿児島市の負担 12.5% + 鹿児島県の負担 12.5% + 国の負担 25% + 65歳以上の人の保険料 23% + 40歳以上65歳未満の人の保険料 27%

※施設等給付費については、国の負担20% 県の負担17.5%



保険料を滞納しているとうなるのですか。

こたえ

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 1年以上滞納すると    | 費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。                |  |
| 1年6か月以上滞納すると | 保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。                           |  |
| 2年以上滞納すると    | 利用者負担が3割もしくは4割に引き上げられたり、高額介護（介護予防）サービス費などが受けられなくなります。 |  |

## 介護保険料の減免について

第1号被保険者（65歳以上の人）が次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難と認められる場合、申請に基づいて保険料の減免を受けることができます。

※介護保険課又は支所の介護保険担当窓口で申請を受付けます。

- ① 災害等により住宅等に損害を受けた場合。
- ② 世帯の生計維持者の収入が、失業（定年退職を除く）、重度の障害、長期入院、干ばつ・冷害等による農作物の不作等により著しく減少した場合。
- ③ 所得段階が第2段階から第5段階で、世帯の収入・資産の状況が生活保護基準以下であると認められる場合。



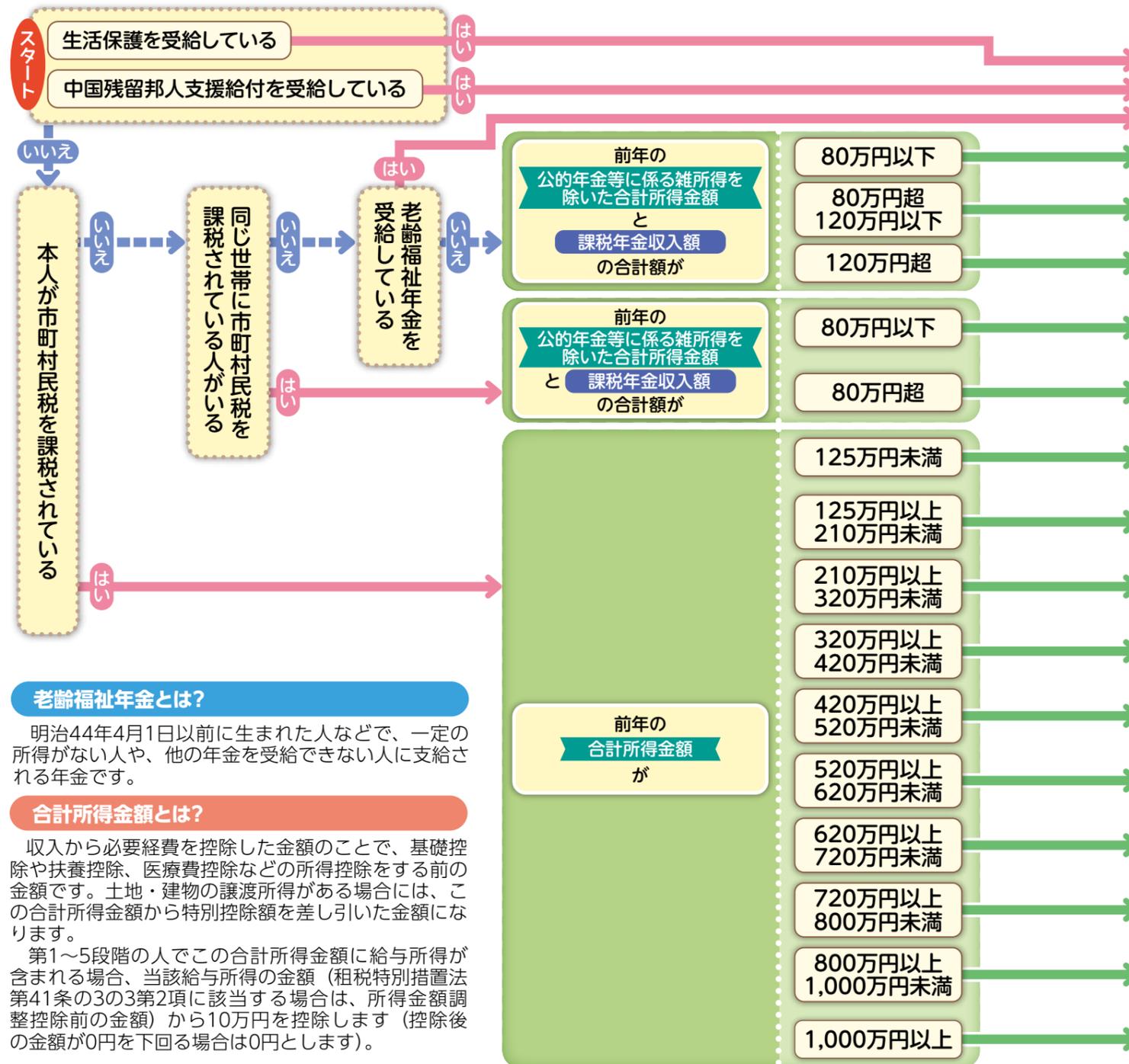
## 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

わたしたちの住むまちの介護(介護予防)サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)の23%分に応じて、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の基準額が決まります。

**決め方** 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、本人や世帯員の所得等に応じて個人ごとに決まります。



### チャートをつかって自分の介護保険料を確認しましょう



#### 老齢福祉年金とは?

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

#### 合計所得金額とは?

収入から必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地・建物の譲渡所得がある場合には、この合計所得金額から特別控除額を差し引いた金額になります。

第1~5段階の人でこの合計所得金額に給与所得が含まれる場合、当該給与所得の金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は、所得金額調整控除前の金額)から10万円を控除します(控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします)。

## 65歳以上の人(第1号被保険者)の基準額

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{鹿児島市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{鹿児島市の第1号被保険者数}}$$

市区町村によって、必要とするサービスの量や65歳以上の人(第1号被保険者)の人数は異なりますから、基準額も市区町村ごとに異なります。

令和6年4月から 3年に一度の改定がありました。

※第1~3段階の保険料は公費により軽減されています。

| 所得段階  | 対象者  | 令和6~8年度保険料(年額)         |
|-------|--|------------------------|
| 第1段階  | ●生活保護又は中国残留邦人等支援給付金を受給している人<br>●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人<br>●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額 × 0.285<br>21,400円 |
| 第2段階  | ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人  | 基準額 × 0.486<br>36,500円 |
| 第3段階  | ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人  | 基準額 × 0.685<br>51,400円 |
| 第4段階  | ●世帯内に市町村民税課税の人がいるが本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人   | 基準額 × 0.9<br>67,500円   |
| 第5段階  | ●世帯内に市町村民税課税の人がいるが本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人   | 基準額<br>74,900円         |
| 第6段階  | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人   | 基準額 × 1.2<br>89,900円   |
| 第7段階  | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人  | 基準額 × 1.3<br>97,400円   |
| 第8段階  | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人  | 基準額 × 1.5<br>112,400円  |
| 第9段階  | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人  | 基準額 × 1.7<br>127,400円  |
| 第10段階 | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人  | 基準額 × 1.9<br>142,400円  |
| 第11段階 | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人  | 基準額 × 2.0<br>149,800円  |
| 第12段階 | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人  | 基準額 × 2.1<br>157,300円  |
| 第13段階 | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人  | 基準額 × 2.2<br>164,800円  |
| 第14段階 | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人  | 基準額 × 2.3<br>172,300円  |
| 第15段階 | ●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人   | 基準額 × 2.4<br>179,800円  |

各所得段階の基準額に対する割合から算定した保険料額に100円未満の端数がある場合は、切り上げた額を年間保険料とします。

## 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

**納め方** 原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれています。介護保険法で決められているため、被保険者が納め方を選択することはできません。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)のある月の分からです。

### 年金の年額が18万円以上の人 (月額1万5,000円以上の人)

**特別徴収** で納めます。

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。



老齢年金・退職年金・遺族年金・障害年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金等については、年金からの差し引きの対象となりません。

### 年金の年額が18万円未満の人 (月額1万5,000円未満の人)

**普通徴収** で納めます。

送付される納付書にもとづき、介護保険料を金融機関などで個別に納めます。

普通徴収の人には  
口座振替が便利です

鹿児島市介護 口座 検索

**【口座振替の申込み方法】** ※申込月の翌月以降の納期分から口座振替が始まります。



①スマートフォン・パソコンで登録

②市役所または金融機関窓口

③申込書を郵送

※申込書が必要な場合は市役所へご連絡ください。

スマートフォン決済アプリでも  
支払えます!

**【対象アプリ】**  
PayPay・PayB・LINE Pay・支払秘書・モバイルレジ

## 40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

### 国民健康保険に加入している人

**決め方** 保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

**納め方** 医療分と介護分とあわせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。

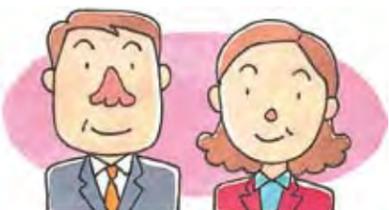


### 職場の医療保険に加入している人

**決め方** 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

**納め方** 介護保険料と医療保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。



## 保険料の納め方

### 特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は、前年の所得などが確定する前のため、原則として前年度2月と同額の保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は6月以降に確定する前年の所得などをもとに年間の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します(本徴収)。

| 前年度 |     |    | 本年度 |    |    |     |     |    |
|-----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|----|
| 10月 | 12月 | 2月 | 4月  | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 本徴収 |     |    | 仮徴収 |    |    | 本徴収 |     |    |

前年度2月と同額の保険料額を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

※本年度の仮徴収額と本徴収額の差が大きくなると見込まれる方につきましては、一部仮徴収額(6・8月)の変更を行う場合があります(介護保険料の平準化)。

### 普通徴収の人は

年金額が年額18万円以上の人でも、こんなときは納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき
- 年金担保で借入れがあり、現在返済中のとき など



### 納期

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 特別徴収 | 1期 |    | 2期 |    | 3期 |    | 4期  |     | 5期  |    | 6期 |     |
| 普通徴収 |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |

※令和6年度の保険料は、コンビニエンスストア、インターネットバンキング、モバイルバンキング、電子納付対応ATM、MMK(マルチメディアキオスク)設置店、スマートフォン決済アプリでも納付できます。  
※コンビニエンスストアや市役所又は金融機関の窓口で納付された人は、領収証書が納付の証明となるため、大切に保管してください。

## いつから特別徴収へ切り替わるの?

現在普通徴収の人で、新たに年金を受け取るようになった人や他の市町村から転入してこられた人は、年金保険者から鹿児島市へ通知があった月によって、特別徴収の開始月が以下のとおりとなります。



| 鹿児島市へ年金保険者から通知のあった月 | 令和6年 4月  | 令和6年 6月・8月・10月 | 令和6年 12月 | 令和7年 2月 | 令和7年 4月  |
|---------------------|----------|----------------|----------|---------|----------|
| 特別徴収の開始月            | 令和6年 10月 | 令和7年 4月        | 令和7年 6月  | 令和7年 8月 | 令和7年 10月 |

※普通徴収から特別徴収への切り替えには半年から1年程度かかります。  
※6月から特別徴収が開始する人はその年度は6・8・10・12・2月の5回分の年金で納めます。  
※8月から特別徴収が開始する人はその年度は8・10・12・2月の4回分の年金で納めます。  
※10月から特別徴収が開始する人はその年度は6・7・8・9月は普通徴収で納付し、残りを10・12・2月の年金で納めます。

# 長寿あんしん相談センター (地域包括支援センター)って どんなところ？

地域で暮らす高齢者のみなさんが、いつまでも健やかに住みなれた地域で生活できるように、長寿あんしん相談センターをご利用ください。

※「長寿あんしん相談センター」は、地域包括支援センターの愛称です。

## 業務内容

### ■保健・医療・介護・福祉等の総合的な相談窓口です

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等を配置して、専門性を高め協働して高齢者やその家族の相談にあたります。

### ■介護予防を推進します

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や要支援認定者が、要介護状態にならないように、心身の状態の改善に向けた介護予防ケアプラン等の作成を行います。



### ■高齢者の権利を守り、虐待の防止・早期発見に努めます

高齢者の権利擁護のための実態調査や成年後見制度の普及、活用のための取り組みを行います。

### ■地域の様々な関係者と連携し、サポートします

高齢者が、住みなれた地域で自立して生活できるよう必要な援助、支援を包括的に行うため関係機関と連絡調整を行います。

お気軽に近くの  
長寿あんしん相談センター(P35)に  
(地域包括支援センター)  
ご相談ください。



※長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）は、鹿児島市から委託を受けた「社会福祉法人 高齢者介護予防協会かごしま」が運営しています。

## 施設一覧 (令和6年4月現在)

最新のものについては鹿児島市のホームページをご覧ください。

### ■鹿児島市長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）

要支援1・2と認定された人・事業対象者の人 ※予防ケアプラン等作成相談窓口

| 番号 | センター名 | 郵便番号     | 所在地                       | 電話番号         |
|----|-------|----------|---------------------------|--------------|
| 1  | 中央    | 892-0835 | 城南町32番11号                 | 099-219-4061 |
| 2  | 上町    | 892-0805 | 大竜町3番17号                  | 099-219-4815 |
| 3  | 鴨池北   | 890-0063 | 鴨池2丁目25番1-11号(中央保健センター2階) | 099-812-8825 |
| 4  | 鴨池南   | 890-0072 | 新栄町1番11号                  | 099-813-0880 |
| 5  | 城西    | 890-0042 | 薬師1丁目16番9号                | 099-813-0130 |
| 6  | 武・田上  | 890-0034 | 田上3丁目13番2号                | 099-284-0620 |
|    | 武岡    | 890-0031 | 武岡5丁目17番8号                | 099-298-5801 |
| 7  | 谷山北   | 891-0106 | 自由ヶ丘1丁目1番8号               | 099-284-5320 |
|    | 星ヶ峯   | 891-0102 | 星ヶ峯3丁目6番7号                | 099-203-0400 |
| 8  | 谷山中央  | 891-0141 | 谷山中央3丁目383番地18            | 099-263-6260 |
| 9  | 谷山南   | 891-0150 | 坂之上2丁目17番1号               | 099-297-5301 |
| 10 | 伊敷台   | 890-0007 | 伊敷台2丁目17番15号              | 099-218-8760 |
| 11 | 西伊敷   | 890-0002 | 西伊敷3丁目16番18号              | 099-295-4007 |
| 12 | 吉野    | 892-0871 | 吉野町3046番地                 | 099-295-7301 |
|    | 緑ヶ丘   | 891-1274 | 緑ヶ丘町35番11号                | 099-295-9870 |
| 13 | 桜島    | 891-1415 | 桜島藤野町1456番地1(桜島地区保健センター内) | 099-245-2525 |
| 14 | 吉田    | 891-1303 | 本城町1687番地2(吉田福祉センター2階)    | 099-293-7655 |
| 15 | 郡山    | 891-1105 | 郡山町141番地(郡山地区保健センター1階)    | 099-245-6601 |
| 16 | 松元    | 899-2703 | 上谷口町2883番地(松元支所3階)        | 099-278-7131 |
| 17 | 喜入    | 891-0203 | 喜入町7000番地(喜入支所2階)         | 099-343-5131 |

### ■居宅介護支援事業所 要介護1～5と認定された人 ※ケアプラン作成相談窓口

| 番号 | 指定事業所                     | 郵便番号     | 所在地          | 電話番号         |
|----|---------------------------|----------|--------------|--------------|
| 1  | 千年居宅介護支援事業所               | 890-0001 | 千年2丁目11番10号  | 099-294-9188 |
| 2  | ら・千年 居宅介護支援事業所            | 890-0001 | 千年2丁目11番21号  | 099-220-7535 |
| 3  | 居宅介護支援事業所 おとなりさん          | 890-0005 | 下伊敷2丁目1番3号   | 099-295-6810 |
| 4  | 介護福祉支援センターサポート            | 890-0005 | 下伊敷3丁目17番2号  | 099-295-6680 |
| 5  | ケアプランナーFrom A             | 890-0007 | 伊敷台1丁目16番10号 | 099-800-7695 |
| 6  | ナカノ居宅介護支援事業所              | 890-0008 | 伊敷3丁目14番8号   | 099-218-3313 |
| 7  | まごころ相談支援センター              | 890-0008 | 伊敷4丁目10番1号   | 099-801-5561 |
| 8  | 介護支援センター ひまわり園            | 890-0008 | 伊敷5丁目4番17号   | 099-295-0795 |
| 9  | 介護支援センターゆりかご              | 890-0008 | 伊敷5丁目18番1号   | 099-229-0180 |
| 10 | 春來ケアプランサービス               | 890-0013 | 城山1丁目3番3号    | 099-811-2258 |
| 11 | いいだクリニック                  | 890-0014 | 草牟田2丁目17番2号  | 099-222-1729 |
| 12 | 指定居宅介護支援センター 草牟田出合い坂      | 890-0014 | 草牟田2丁目19番21号 | 099-226-2557 |
| 13 | 社会医療法人 緑泉会 米盛病院 居宅介護支援事業所 | 890-0014 | 草牟田2丁目29番32号 | 099-225-7256 |
| 14 | 米沢病院                      | 890-0016 | 新照院町19番8号    | 099-226-9698 |
| 15 | 介護支援事業所 リンクコア             | 890-0021 | 小野3丁目6番12号   | 099-213-9590 |
| 16 | 指定居宅介護支援センター 高喜苑          | 890-0022 | 小野町2427番地2   | 099-283-4737 |
| 17 | 居宅介護支援事業所 コンフォート          | 890-0031 | 武岡1丁目113番地30 | 099-230-7638 |
| 18 | ケアプランあいりす                 | 890-0031 | 武岡1丁目121番地5  | 099-203-0373 |
| 19 | 居宅介護支援事業所 西陵              | 890-0032 | 西陵8丁目32番19号  | 099-282-8700 |
| 20 | 松恵園 居宅介護支援事業所             | 890-0033 | 西別府町1920番地   | 099-282-7455 |

| 番号 | 指定事業所                    | 郵便番号     | 所在地                         | 電話番号          |
|----|--------------------------|----------|-----------------------------|---------------|
| 21 | ケアプランセンター ひなたの家          | 890-0034 | 田上5丁目2番17号 カーサ大和Ⅲ203号室      | 099-204-0180  |
| 22 | 居宅介護支援事業所ふれんどみなみ         | 890-0034 | 田上8丁目15番3号                  | 099-283-3310  |
| 23 | とそ清風園居宅介護支援事業所           | 890-0036 | 田上台1丁目43番1号                 | 099-210-5621  |
| 24 | コープ介護支援センター鹿児島           | 890-0037 | 広木1丁目1番1号                   | 099-286-1107  |
| 25 | ケアプランセンターこころ             | 890-0038 | 向陽2丁目21番22号                 | 099-204-0033  |
| 26 | アドナース鹿児島 居宅介護支援          | 890-0041 | 城西1丁目16番17号 コーポ薬師堂101       | 099-230-7236  |
| 27 | 白石病院                     | 890-0042 | 薬師1丁目11番11号                 | 099-250-8996  |
| 28 | ケアプランセンター オアシスカケア薬師      | 890-0042 | 薬師1丁目20番21号                 | 099-250-6500  |
| 29 | 林ケアサポート居宅介護支援事業所         | 890-0045 | 武2丁目47番7号                   | 099-812-8581  |
| 30 | まつしたケアサービス               | 890-0046 | 西田1丁目6番地23 アピタシオン松下2階       | 099-251-6100  |
| 31 | 支援センター わらい               | 890-0046 | 西田3丁目9番1号 NSビル2階            | 099-296-1082  |
| 32 | 居宅介護支援事業所 甲南             | 890-0051 | 高麗町8番25号                    | 099-812-6148  |
| 33 | 平和会 居宅介護支援事業所 中央         | 890-0052 | 上之園町16番地11 Neo Court上之園101号 | 099-814-7731  |
| 34 | 居宅介護支援事業所 キラメキ           | 890-0054 | 荒田1丁目16番3号4階                | 099-203-0172  |
| 35 | あおぞら介護ステーション 居宅介護支援事業所   | 890-0054 | 荒田1丁目56番14号1階               | 099-206-6630  |
| 36 | 中央介護センター 居宅介護支援事業所       | 890-0054 | 荒田2丁目22番2号                  | 099-256-0304  |
| 37 | かいごの相談所あらた               | 890-0054 | 荒田2丁目23番5号                  | 099-297-4910  |
| 38 | ヒューマンライフケア鹿児島            | 890-0054 | 荒田2丁目37番11号                 | 099-812-2335  |
| 39 | ケアセンター鹿児島中央              | 890-0056 | 下荒田1丁目8番11号 松久保ビル3F         | 099-286-0702  |
| 40 | 居宅介護支援事業所 下荒田            | 890-0056 | 下荒田2丁目1番16号                 | 099-284-0750  |
| 41 | 居宅介護支援事業所クレール下荒田         | 890-0056 | 下荒田2丁目7番2号                  | 099-255-5582  |
| 42 | 介護支援事業所 はるかぜ             | 890-0056 | 下荒田2丁目39番1号                 | 099-812-4305  |
| 43 | シルバークケア鹿児島               | 890-0056 | 下荒田3丁目27番6号 1F              | 099-253-0335  |
| 44 | 居宅介護支援事業所 美都             | 890-0061 | 天保山町11番8号6F                 | 099-258-0808  |
| 45 | アルテンハイム鹿児島ケアマネジメントセンター   | 890-0062 | 与次郎1丁目4番18号                 | 099-230-7820  |
| 46 | 介護プランセンター ミラクル           | 890-0063 | 鴨池2丁目9番14号 シルキーワン鴨池202号     | 099-251-3995  |
| 47 | ケアプランセンターさくらホス           | 890-0064 | 鴨池新町14番2号 七福神ビル1F           | 099-298-1724  |
| 48 | 在宅ケア相談センター さんあい          | 890-0065 | 郡元3丁目5番17号                  | 099-252-2803  |
| 49 | ファルマコム株式会社介護支援事業所        | 890-0066 | 真砂町84番19号                   | 099-258-1314  |
| 50 | 介護相談センター 真砂本町            | 890-0067 | 真砂本町12番2号                   | 099-253-1102  |
| 51 | 介護支援センター もも              | 890-0067 | 真砂本町17番18号 玉木アパート101号       | 099-811-1639  |
| 52 | 居宅介護支援事業所春うらら            | 890-0067 | 真砂本町20番19号                  | 099-204-9417  |
| 53 | ケアプラン相談センターかもいけ          | 890-0068 | 東郡元町12番3号                   | 099-206-4777  |
| 54 | 南鹿児島さくら病院 居宅介護支援事業所      | 890-0069 | 南郡元町24番15号                  | 099-214-2134  |
| 55 | 介護支援センター ダブル             | 890-0069 | 南郡元町25番6号                   | 099-203-0332  |
| 56 | 介護相談センター宇宿・三愛            | 890-0073 | 宇宿1丁目41番14号                 | 099-214-2300  |
| 57 | ブネウマ居宅介護支援事業所            | 890-0073 | 宇宿1丁目45番4号                  | 090-9499-0277 |
| 58 | やさしい手宇宿居宅介護支援事業所         | 890-0073 | 宇宿3丁目1番1号 カワイビル2階           | 050-1753-6389 |
| 59 | ニチケアセンター南鹿児島             | 890-0073 | 宇宿5丁目21番17号                 | 099-275-9882  |
| 60 | 介護プランセンターすまいる            | 890-0073 | 宇宿7丁目6番18号 エスポワール101号       | 099-264-9407  |
| 61 | ツクイ鹿児島宇宿ケアプランセンター        | 890-0073 | 宇宿8丁目13番22号                 | 099-275-9787  |
| 62 | ケアプラン相談センター 優            | 890-0082 | 柴原3丁目31番10号                 | 099-296-7622  |
| 63 | 居宅介護支援センター七福神            | 890-0082 | 柴原5丁目20番18号                 | 099-250-3729  |
| 64 | 医療法人 博昭会 ケアセンター T-ライフ    | 890-0082 | 柴原7丁目14番3号2F                | 099-213-7123  |
| 65 | 平和会居宅介護支援事業所 紫原          | 890-0082 | 紫原7丁目18番28号                 | 099-298-1258  |
| 66 | 居宅介護支援事業所よいやんせ           | 891-0104 | 山田町326番地1-1F                | 099-821-3041  |
| 67 | 医療法人 松柏会 在宅介護支援センター フレンド | 891-0104 | 山田町450番地                    | 099-260-6150  |
| 68 | たんぽぽケアセンター               | 891-0104 | 山田町3678番地1                  | 099-297-6180  |

| 番号  | 指定事業所                    | 郵便番号     | 所在地              | 電話番号          |
|-----|--------------------------|----------|------------------|---------------|
| 69  | 清谿園 居宅介護支援事業所            | 891-0104 | 山田町3828番地        | 099-264-0012  |
| 70  | 居宅介護支援事業所 楽              | 891-0105 | 中山町1225番地1       | 099-204-7732  |
| 71  | ライフケアプランセンター             | 891-0105 | 中山町1470番地1       | 099-296-8144  |
| 72  | 中山ケアプランセンター              | 891-0105 | 中山町2264番地        | 099-269-0556  |
| 73  | 介護支援センターにじの郷たにやま         | 891-0105 | 中山町5028番地80      | 099-267-3977  |
| 74  | 居宅介護支援事業所 美顔             | 891-0108 | 中山2丁目15番31号      | 099-814-7821  |
| 75  | 居宅介護支援事業所 心の家            | 891-0109 | 清和1丁目11番1号       | 099-203-0630  |
| 76  | 指定居宅介護支援センター 愛と結の街       | 891-0111 | 小原町9番1号          | 099-267-6818  |
| 77  | 居宅介護支援事業所 小松原            | 891-0114 | 小松原1丁目56番12号105号 | 050-1809-3020 |
| 78  | 仁愛会居宅介護支援事業所             | 891-0122 | 南栄5丁目10番19号      | 099-210-0201  |
| 79  | 医療法人徳洲会 鹿児島徳洲会介護センター     | 891-0122 | 南栄5丁目10番51号      | 099-814-7275  |
| 80  | 居宅介護支援事業所 谷山中央           | 891-0141 | 谷山中央1丁目5002番地    | 099-268-7030  |
| 81  | 三宅病院                     | 891-0141 | 谷山中央1丁目5024番地1   | 099-260-9288  |
| 82  | 谷山緑地苑                    | 891-0141 | 谷山中央2丁目702番地56   | 099-204-7300  |
| 83  | 医療法人徳洲会 光徳苑ケアプランセンター     | 891-0141 | 谷山中央2丁目4515番地    | 099-210-0003  |
| 84  | 生協訪問看護ステーション・たにやま居宅      | 891-0141 | 谷山中央3丁目4582番地    | 099-284-9103  |
| 85  | 総合病院鹿児島生協病院              | 891-0141 | 谷山中央5丁目20番10号    | 099-267-1455  |
| 86  | 生協ケアプランセンター              | 891-0141 | 谷山中央5丁目20番10号    | 099-269-1103  |
| 87  | 介護相談どころ旭ヶ丘園              | 891-0143 | 和田2丁目23番6号       | 099-210-5822  |
| 88  | 居宅介護支援事業所 千々和            | 891-0144 | 下福元町1267番地       | 099-260-1400  |
| 89  | 美樹園 居宅介護支援事業所            | 891-0144 | 下福元町1926番地6      | 099-267-6855  |
| 90  | 指定居宅介護支援事業所トータルサポート慈遊館   | 891-0144 | 下福元町3703番地       | 099-263-3131  |
| 91  | 居宅介護支援事業所 桜の苑            | 891-0144 | 下福元町9057番地       | 099-284-6325  |
| 92  | はっぴー園居宅介護支援センター          | 891-0144 | 下福元町9563番地       | 099-284-2888  |
| 93  | 慈眼寺園指定居宅介護支援事業所          | 891-0145 | 錦江台1丁目20番20号     | 099-263-0055  |
| 94  | ケアプランセンターなかま             | 891-0150 | 坂之上6丁目23番10号     | 099-284-2039  |
| 95  | いきいきケアプランサービス            | 891-0151 | 光山2丁目1番61号       | 099-261-8013  |
| 96  | 介護相談センター かがサポ            | 891-0151 | 光山2丁目3番56号       | 099-822-7887  |
| 97  | 居宅介護支援事業所 桜ヶ丘            | 891-0175 | 桜ヶ丘5丁目30番8号      | 099-297-5226  |
| 98  | 鹿児島県看護協会 居宅介護支援事業所       | 891-0175 | 桜ヶ丘6丁目12番地       | 099-296-7224  |
| 99  | きいれ浜田クリニック               | 891-0203 | 喜入町6988番地1       | 099-345-1313  |
| 100 | ニコニコ介護相談センター きいれ         | 891-0203 | 喜入町7008番地11      | 099-345-3939  |
| 101 | ぶれーす喜入介護相談センター           | 891-0203 | 喜入町8234番地1       | 099-345-2209  |
| 102 | かごしま福祉研究会 居宅介護支援事業所      | 891-0205 | 喜入前之浜町7853番地7    | 099-343-1117  |
| 103 | 医療法人徳洲会 生見ケアプランセンター      | 891-0206 | 喜入生見町623番地       | 099-343-1133  |
| 104 | 愛泉園在宅介護支援センター居宅介護支援事業所   | 891-1102 | 東俣町127番地1        | 099-298-8332  |
| 105 | 特定非営利活動法人ほたるの里 居宅介護支援事業所 | 891-1104 | 油須木町21番地1        | 099-298-2337  |
| 106 | ライフパートナー 悠暮里             | 891-1105 | 郡山町68番地          | 099-245-6110  |
| 107 | 丸山整形外科                   | 891-1105 | 郡山町505番地3        | 099-298-3115  |
| 108 | ひだまり居宅介護支援事業所            | 891-1202 | 西伊敷6丁目10番4号      | 099-248-7797  |
| 109 | グリーンコープケアプランセンター鹿児島      | 891-1202 | 西伊敷7丁目13番14号     | 099-248-9323  |
| 110 | 居宅介護支援事業所 パールランド         | 891-1205 | 犬迫町2253番地        | 099-238-0301  |
| 111 | くすの木在宅介護支援センター           | 891-1205 | 犬迫町7771番地        | 099-238-0348  |
| 112 | 居宅介護支援事業所 花野ヶ丘           | 891-1206 | 皆与志町622番地4       | 099-800-1370  |
| 113 | 松和会居宅介護支援センター            | 891-1206 | 皆与志町2261番地1      | 099-238-5580  |
| 114 | 医療法人 碩済会 ケアプランセンター木蓮     | 891-1304 | 本名町472番地         | 099-246-9661  |
| 115 | 寿康園 居宅介護支援事業所            | 891-1304 | 本名町1233番地6       | 099-294-1160  |
| 116 | サポートプランむれがおか             | 891-1306 | 牟礼岡1丁目21番5号      | 099-246-0662  |

| 番号  | 指定事業所                      | 郵便番号     | 所在地                   | 電話番号          |
|-----|----------------------------|----------|-----------------------|---------------|
| 117 | 居宅介護支援事業所 華                | 891-1306 | 牟礼岡2丁目1番8号            | 099-294-7179  |
| 118 | 居宅介護支援事業所 桜島苑              | 891-1419 | 桜島横山町1722番地45         | 099-293-4413  |
| 119 | 居宅介護支援事業所 さくらじま            | 891-1541 | 野尻町58番地1              | 099-221-2078  |
| 120 | 居宅介護支援センタートラスト夢            | 892-0801 | 稲荷町9番24号              | 099-811-0488  |
| 121 | ケアプランセンターホワイト              | 892-0804 | 春日町13番16号 2階          | 099-201-7110  |
| 122 | ケアセンター かんまち                | 892-0805 | 大亀町7番3号               | 099-248-7166  |
| 123 | スター倶楽部居宅介護支援事業所            | 892-0806 | 池之上町6番15号 税所ビル1階      | 099-248-9231  |
| 124 | 居宅介護支援事業所おじゃったもんせ          | 892-0817 | 小川町11番8号 メゾン・ド・ボヌール1階 | 099-248-9510  |
| 125 | 介護相談センター北ふ頭三愛              | 892-0817 | 小川町18番11号             | 099-219-3812  |
| 126 | ケアプランありがとう鹿児島支店            | 892-0822 | 泉町12番20号              | 099-813-7200  |
| 127 | 居宅介護支援事業所 あさひ              | 892-0822 | 泉町16番9号               | 099-226-9655  |
| 128 | 居宅介護支援事業所 架け橋              | 892-0823 | 住吉町2番3号 エクシード住吉101号   | 099-239-7311  |
| 129 | 指定居宅介護支援事業所 ウェルネスじあい       | 892-0824 | 堀江町3番3号               | 099-226-5207  |
| 130 | やさしい手山之口居宅介護支援事業所          | 892-0844 | 山之口町6番10号 国東内科小児科2階   | 050-1743-8990 |
| 131 | カクイックスウィング 居宅介護支援事業所       | 892-0846 | 加治屋町3番1号              | 099-216-3788  |
| 132 | 介護相談センター 西千石               | 892-0847 | 西千石町8番13号             | 099-223-5423  |
| 133 | 居宅介護支援事業所 清滝               | 892-0847 | 西千石町13番30号            | 099-213-9875  |
| 134 | 指定居宅介護支援事業所 にここ            | 892-0848 | 平之町1番27号              | 099-219-5931  |
| 135 | 居宅介護支援センター 道しるべ            | 892-0848 | 平之町9番33号 牧野ビル5階       | 099-210-7575  |
| 136 | 居宅介護支援事業所 みなみ風             | 892-0852 | 下亀尾町10番3号 1F          | 099-813-7307  |
| 137 | 城山苑 指定居宅介護支援事業所            | 892-0854 | 長田町32番1号              | 099-219-6036  |
| 138 | 城山の森 居宅介護支援事業所             | 892-0854 | 長田町223番地              | 099-219-6311  |
| 139 | 居宅介護支援事業所 さかもと園            | 892-0862 | 坂元町502番地              | 099-248-5103  |
| 140 | 居宅介護支援事業所 下田苑              | 892-0862 | 坂元町1087番地1            | 099-210-7221  |
| 141 | 整形外科吉野台クリニック指定居宅介護支援事業所おぞら | 892-0871 | 吉野町1486番地1            | 099-295-6632  |
| 142 | ケアプランナー匠                   | 892-0871 | 吉野町3073番地12-102       | 099-246-3371  |
| 143 | あいる居宅介護支援事業所 (かわもと記念クリニック) | 892-0871 | 吉野町5400番地2            | 099-243-7787  |
| 144 | 睦園居宅介護支援事業所                | 892-0871 | 吉野町6077番地56           | 099-244-3584  |
| 145 | 介護プランセンター☆まえむ              | 892-0871 | 吉野町8740番地2            | 099-246-3170  |
| 146 | 三船病院                       | 892-0871 | 吉野町10004番地1           | 099-247-3016  |
| 147 | 居宅介護支援センター 三船園             | 892-0871 | 吉野町10005番地4           | 099-247-6470  |
| 148 | 指定居宅介護支援事業所 さくらんぼ          | 892-0873 | 下田町1759番地             | 099-244-0111  |
| 149 | ケアプランセンター友花                | 892-0874 | 緑ヶ丘町5番12号             | 099-201-7066  |
| 150 | ケアセンター よしの                 | 892-0877 | 吉野2丁目17番15号           | 099-294-5151  |
| 151 | 居宅介護支援事業所 心和~kokoa~        | 892-0877 | 吉野2丁目19番26号           | 099-210-7335  |
| 152 | 木村外科内科居宅介護支援事業所            | 899-2701 | 石谷町2101番地7            | 099-278-5587  |
| 153 | 松元居宅介護支援事業所                | 899-2703 | 上谷口町3366番地5           | 099-278-4454  |

## ■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

| 番号 | 指定事業所                      | 郵便番号     | 所在地            | 電話番号         |
|----|----------------------------|----------|----------------|--------------|
| 1  | 特別養護老人ホーム 七福神              | 890-0002 | 西伊敷3丁目14番3号    | 099-295-0729 |
| 2  | 特別養護老人ホーム ラ・コリーヌ伊敷台        | 890-0007 | 伊敷台1丁目14番1号    | 099-220-3377 |
| 3  | 特別養護老人ホーム オアシスケア城西         | 890-0023 | 永吉2丁目37番14号    | 099-294-9797 |
| 4  | 特別養護老人ホーム 武岡ピュアハウス         | 890-0031 | 武岡1丁目121番9号    | 099-814-7222 |
| 5  | 特別養護老人ホーム 高喜苑              | 890-0031 | 武岡5丁目51番10号    | 099-284-8250 |
| 6  | 松恵園                        | 890-0033 | 西別府町1920番地     | 099-282-7520 |
| 7  | 特別養護老人ホーム とそ清風園            | 890-0036 | 田上台1丁目43番1号    | 099-286-6363 |
| 8  | 特別養護老人ホーム とそ清風園 (カトレア)※    | 890-0036 | 田上台1丁目43番1号    | 099-286-6363 |
| 9  | 介護老人福祉施設 アルテンハイム鹿児島        | 890-0062 | 与次郎1丁目4番18号    | 099-230-7777 |
| 10 | 特別養護老人ホーム花水木               | 890-0065 | 郡元3丁目4番15号     | 099-812-6095 |
| 11 | 特別養護老人ホームかもいけ              | 890-0068 | 東郡元町11番6号      | 099-814-7716 |
| 12 | 特別養護老人ホーム うすきの里            | 890-0073 | 宇宿2丁目16番2号     | 099-255-3333 |
| 13 | 特別養護老人ホーム シルクロード七福神        | 890-0082 | 紫原5丁目13番18号    | 099-256-2729 |
| 14 | 特別養護老人ホームあけぼの              | 891-0104 | 山田町2021番地      | 099-201-1050 |
| 15 | 特別養護老人ホームふれあいの街ねむの里        | 891-0104 | 山田町2405番地1     | 099-275-7160 |
| 16 | 清谿園                        | 891-0104 | 山田町3828番地      | 099-264-0001 |
| 17 | にじの郷たにやま                   | 891-0105 | 中山町5028番地80    | 099-267-3977 |
| 18 | 特別養護老人ホーム にじの郷たにやま (ユニット型) | 891-0105 | 中山町5028番地80    | 099-267-3977 |
| 19 | グランパソ                      | 891-0108 | 中山2丁目13番15号    | 099-210-1003 |
| 20 | 特別養護老人ホーム西谷山わかさの郷 (ユニット型)  | 891-0116 | 上福元町7048番地1    | 099-263-5501 |
| 21 | 旭ヶ丘園 (従来型)                 | 891-0133 | 平川町1382番地      | 099-262-2222 |
| 22 | 旭ヶ丘園 (ユニット型)               | 891-0133 | 平川町1382番地      | 099-262-2222 |
| 23 | 錦江園                        | 891-0133 | 平川町2530番地1     | 099-261-2789 |
| 24 | 特別養護老人ホームみやび               | 891-0141 | 谷山中央1丁目4319番地  | 099-263-3000 |
| 25 | 谷山緑地苑                      | 891-0141 | 谷山中央2丁目702番地56 | 099-204-7300 |
| 26 | 特別養護老人ホーム ぶれーす谷山           | 891-0141 | 谷山中央4丁目4817番地3 | 099-297-5006 |
| 27 | 特別養護老人ホーム愛心苑               | 891-0143 | 和田3丁目40番1号     | 099-210-1500 |
| 28 | 特別養護老人ホーム美樹園               | 891-0144 | 下福元町1926番地6    | 099-267-2252 |
| 29 | 特別養護老人ホーム・はっぴー園            | 891-0144 | 下福元町9563番地     | 099-262-3700 |
| 30 | 特別養護老人ホーム慈眼寺園              | 891-0145 | 錦江台1丁目20番20号   | 099-263-0055 |
| 31 | 特別養護老人ホームびわやまの里※           | 891-0203 | 喜入町6987番地      | 099-202-0080 |
| 32 | 喜入の里                       | 891-0205 | 喜入前之浜町7788番地   | 099-343-1168 |
| 33 | 喜入の里 (ユニット型)               | 891-0205 | 喜入前之浜町7788番地   | 099-343-1168 |
| 34 | 愛泉園                        | 891-1103 | 川田町1090番地      | 099-298-8153 |
| 35 | 特別養護老人ホーム ひまわり園            | 891-1205 | 犬迫町5407番地2     | 099-238-2140 |
| 36 | くすの木グリーンハイツ                | 891-1205 | 犬迫町7771番地      | 099-238-0346 |
| 37 | 特別養護老人ホーム 泰山荘              | 891-1206 | 皆与志町2261番地1    | 099-238-5560 |
| 38 | 特別養護老人ホーム 泰山荘 (地域密着型)※     | 891-1206 | 皆与志町2261番地1    | 099-238-5560 |
| 39 | 寿康園                        | 891-1304 | 本名町234番地       | 099-294-2510 |
| 40 | 小規模特別養護老人ホーム寿康園※           | 891-1304 | 本名町2196番地1     | 099-293-7007 |
| 41 | 桜島苑                        | 891-1419 | 桜島横山町1722番地45  | 099-293-2800 |
| 42 | 特別養護老人ホーム オアシスケア清水         | 892-0801 | 稲荷町17番35号      | 099-248-8522 |
| 43 | 特別養護老人ホーム花時計               | 892-0846 | 加治屋町16番6       | 099-294-9456 |
| 44 | 城山苑                        | 892-0854 | 長田町32番1号       | 099-219-6030 |
| 45 | 地域密着型特別養護老人ホーム城山苑※         | 892-0854 | 長田町32番1号       | 099-219-6030 |
| 46 | 特別養護老人ホーム城山苑別館             | 892-0854 | 長田町37番23号      | 099-813-7145 |
| 47 | さかもと園                      | 892-0862 | 坂元町502番地       | 099-248-5100 |

| 番号 | 指定事業所                       | 郵便番号     | 所在地          | 電話番号         |
|----|-----------------------------|----------|--------------|--------------|
| 48 | 特別養護老人ホーム 陸園                | 892-0871 | 吉野町6077番地56  | 099-244-5588 |
| 49 | 特別養護老人ホーム 三船園               | 892-0871 | 吉野町10005番地4  | 099-247-6470 |
| 50 | ケアガーデンてらやま                  | 892-0871 | 吉野町10877番地18 | 099-295-5005 |
| 51 | 特別養護老人ホームケアガーデンてらやま(ユニット型)※ | 892-0871 | 吉野町10877番地18 | 099-295-5005 |
| 52 | 特別養護老人ホーム下田苑                | 892-0873 | 下田町353番地     | 099-294-0233 |
| 53 | 地域密着型特別養護老人ホーム下田苑※          | 892-0873 | 下田町353番地     | 099-294-0233 |
| 54 | 介護老人福祉施設 陽光苑                | 892-0875 | 川上町46番地      | 099-295-7171 |
| 55 | ひだまりの里                      | 892-0875 | 川上町1041番地1   | 099-243-2366 |
| 56 | 特別養護老人ホーム 健生苑               | 899-2701 | 石谷町3523番地    | 099-278-2720 |

※は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## ■介護老人保健施設(老人保健施設)

| 番号 | 指定事業所                    | 郵便番号     | 所在地           | 電話番号         |
|----|--------------------------|----------|---------------|--------------|
| 1  | スイートケアなかよし               | 890-0005 | 下伊敷1丁目1番5号    | 099-223-3390 |
| 2  | 城山老健施設                   | 890-0014 | 草牟田1丁目4番10号   | 099-225-3582 |
| 3  | まろにえ老人保健施設               | 890-0014 | 草牟田2丁目26番45号  | 099-226-3270 |
| 4  | 介護老人保健施設 ナーシングホーム田上苑     | 890-0032 | 西陵6丁目21番18号   | 099-283-0120 |
| 5  | ユニット型介護老人保健施設ナーシングホーム田上苑 | 890-0032 | 西陵6丁目21番18号   | 099-283-0120 |
| 6  | 城西ナーシングホーム               | 890-0046 | 西田1丁目16番地1    | 099-258-9180 |
| 7  | ひまわり                     | 890-0067 | 真砂本町3番81号     | 099-285-2211 |
| 8  | 鴨池慈風苑                    | 890-0068 | 東郡元町11番6号     | 099-252-8291 |
| 9  | フレンドホーム                  | 891-0104 | 山田町450番地      | 099-260-6000 |
| 10 | 介護老人保健施設 愛と結の街           | 891-0111 | 小原町8番3号       | 099-260-6060 |
| 11 | 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 光徳苑     | 891-0141 | 谷山中央2丁目4515番地 | 099-260-9777 |
| 12 | 老人保健施設 サンシャインきいれ         | 891-0205 | 喜入前之浜町7808番地1 | 099-343-1176 |
| 13 | 吉田ナーシングホーム               | 891-1304 | 本名町472番地      | 099-294-4561 |
| 14 | あさひ                      | 892-0822 | 泉町8番2号        | 099-225-8660 |
| 15 | 西千石                      | 892-0847 | 西千石町8番13号     | 099-223-3300 |
| 16 | ナーシングホーム城山の森             | 892-0854 | 長田町223番地      | 099-219-1122 |
| 17 | ろうけん青空                   | 892-0871 | 吉野町6040番地7    | 099-243-4330 |
| 18 | さくらんぼ                    | 892-0873 | 下田町1759番地     | 099-244-8811 |
| 19 | サテライトろうけん青空              | 892-0877 | 吉野3丁目5番8号     | 099-248-7800 |

## ■介護医療院

| 番号 | 指定事業所        | 郵便番号     | 所在地           | 電話番号         |
|----|--------------|----------|---------------|--------------|
| 1  | 富永内科介護医療院    | 890-0002 | 西伊敷4丁目7番4号    | 099-229-2323 |
| 2  | 野上病院介護医療院    | 891-0114 | 小松原1丁目4番1号    | 099-268-4185 |
| 3  | 川島病院介護医療院    | 891-0141 | 谷山中央1丁目4196番地 | 099-800-8800 |
| 4  | 吉田記念病院介護医療院  | 891-1304 | 本名町470番地      | 099-294-2161 |
| 5  | 桜島病院介護医療院    | 891-1541 | 野尻町59番地       | 099-221-2031 |
| 6  | 済生会かごしま介護医療院 | 892-0834 | 南林寺町1番11号     | 099-223-0101 |
| 7  | 西田橋介護医療院     | 892-0848 | 平之町1番17号      | 099-813-7531 |

## ■小規模多機能型居宅介護事業所

| 番号 | 指定事業所            | 郵便番号     | 所在地           | 電話番号         |
|----|------------------|----------|---------------|--------------|
| 1  | 千年小規模多機能型居宅介護事業所 | 890-0001 | 千年2丁目11番12号2階 | 099-294-9186 |
| 2  | 小規模多機能ホーム ひとまとわり | 890-0008 | 伊敷5丁目4番17号    | 099-295-0792 |

| 番号 | 指定事業所                | 郵便番号     | 所在地           | 電話番号         |
|----|----------------------|----------|---------------|--------------|
| 3  | 小規模 薬師               | 890-0026 | 原良4丁目27番1号    | 099-252-2200 |
| 4  | 小規模多機能ホームほのぼの        | 890-0034 | 田上6丁目22番41号   | 099-250-4100 |
| 5  | 小規模多機能ホーム 城西         | 890-0042 | 薬師2丁目6番16号    | 099-255-8079 |
| 6  | 小規模多機能ホーム アルテンハイム鹿児島 | 890-0062 | 与次郎1丁目4番18号   | 099-230-7777 |
| 7  | 小規模多機能ホーム せせらぎ       | 890-0067 | 真砂本町4番7号      | 099-254-6407 |
| 8  | 小規模多機能ホームショコラながかり    | 890-0073 | 宇宿9丁目9番13号    | 099-802-4834 |
| 9  | 小規模多機能ホーム 誠花         | 891-0102 | 星ヶ峯1丁目17番2号   | 099-230-7781 |
| 10 | 小規模多機能ホーム にじの郷たにやま   | 891-0105 | 中山町5028番地78   | 099-813-8140 |
| 11 | 小規模多機能ホーム おあしす南谷山    | 891-0114 | 小松原2丁目23番30号  | 099-267-6611 |
| 12 | メディカル多機能ホーム タートル     | 891-0115 | 東開町3番地163     | 099-284-5860 |
| 13 | メディカル多機能ホームタートルⅡ     | 891-0115 | 東開町3番地163     | 099-210-5801 |
| 14 | 小規模多機能型居宅介護 晴れ晴れホーム  | 891-0141 | 谷山中央1丁目4997番地 | 099-268-4019 |
| 15 | 小規模多機能ホーム ひだまり       | 891-0144 | 下福元町7505番地2   | 099-210-8552 |
| 16 | 小規模多機能ホーム結の里悠暮里      | 891-1104 | 油須木町629番地     | 099-245-6900 |
| 17 | 小規模多機能ホーム 悠暮里倶楽部     | 891-1105 | 郡山町68番地       | 099-245-6036 |
| 18 | 小規模多機能ホーム 鹿児島吉田の郷    | 891-1305 | 宮之浦町3915番地    | 099-294-1313 |
| 19 | 小規模多機能ホーム エデンの丘      | 892-0862 | 坂元町161番地4     | 099-247-8880 |
| 20 | 小規模多機能ホームひばり         | 892-0871 | 吉野町2042番地     | 099-243-2341 |
| 21 | 小規模多機能ホーム むっちゃんの家    | 892-0871 | 吉野町6077番地56   | 099-244-4675 |
| 22 | 小規模多機能ホームすばる         | 892-0877 | 吉野3丁目9番2号     | 099-295-3270 |
| 23 | 小規模多機能ホーム ドリームヒルきむら  | 899-2701 | 石谷町2100番地4    | 099-278-5586 |
| 24 | 小規模多機能ホームさくら         | 899-2702 | 福山町958番地1     | 099-278-0550 |
| 25 | 小規模多機能型居宅介護タンポポ福祉館   | 899-2704 | 春山町1799番地5    | 099-278-7250 |

## ■看護小規模多機能型居宅介護事業所

| 番号 | 指定事業所                   | 郵便番号     | 所在地         | 電話番号          |
|----|-------------------------|----------|-------------|---------------|
| 1  | ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所     | 890-0008 | 伊敷3丁目14番8号  | 099-218-3003  |
| 2  | キラメキテラス看護小規模多機能型居宅介護 麗  | 890-0051 | 高麗町22番16号   | 099-230-7122  |
| 3  | 看護小規模多機能型居宅介護ホーム サンテラス2 | 890-0067 | 真砂本町3番33号   | 099-812-8129  |
| 4  | 看護小規模多機能型居宅介護ホーム サンテラス  | 890-0073 | 宇宿5丁目3番12号  | 099-275-7173  |
| 5  | 看護小規模多機能事業所フォーピース紫原     | 890-0082 | 紫原7丁目18番29号 | 099-814-2027  |
| 6  | 看護小規模多機能ホーム 和心          | 891-0105 | 中山町1470番地1  | 099-296-9018  |
| 7  | 看多機ホーム きずなの里一倉          | 891-0204 | 喜入一倉町5243番地 | 099-343-5506  |
| 8  | 看護小規模多機能型居宅介護 星の街       | 892-0824 | 堀江町6-3(2階)  | 099-248-8136  |
| 9  | 看護小規模多機能型居宅介護 まごころ照国    | 892-0841 | 照国町7番17号    | 099-813-7260  |
| 10 | 看多機かえりえ高見馬場             | 892-0846 | 加治屋町13番11号  | 050-1743-8992 |
| 11 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風    | 892-0852 | 下尾尾町10番3号   | 099-813-7328  |

# ●お問い合わせは●

鹿児島市すこやか長寿部 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

**介護保険課** 要介護・要支援認定に関する事……☎099-216-1278  
保険料に関する事……☎099-216-1279  
サービスに関する事……☎099-216-1280  
介護保険財政に関する事……☎099-216-1277  
FAX.099-219-4559

**長寿あんしん課** 介護予防・長寿あんしん相談センター  
に関する事……☎099-216-1186  
FAX.099-224-1539

**認知症支援室** 認知症の支援に関する事……☎099-808-2805  
FAX.099-224-1539

## 福祉支援部

**谷山福祉課** 〒891-0194 鹿児島市谷山中央4丁目4927番地  
☎099-269-8472 FAX.099-267-6555

**伊敷福祉課 福祉係** 〒890-0008 鹿児島市伊敷5丁目15番1号  
☎099-229-2113 FAX.099-229-6894

**吉野福祉課 福祉係** 〒892-0871 鹿児島市吉野町3256番地3  
☎099-244-7379 FAX.099-243-0816

**吉田保健福祉課** 〒891-1392 鹿児島市本城町1696番地  
☎099-294-1214 FAX.099-294-3352

**桜島保健福祉課** 〒891-1415 鹿児島市桜島藤野町1439番地  
☎099-293-2360 FAX.099-293-3744

**喜入保健福祉課** 〒891-0203 鹿児島市喜入町7000番地  
☎099-345-3755 FAX.099-345-2600

**松元保健福祉課** 〒899-2792 鹿児島市上谷口町2883番地  
☎099-278-5417 FAX.099-278-4097

**郡山保健福祉課** 〒891-1192 鹿児島市郡山町141番地  
☎099-298-2114 FAX.099-298-2916

## 桜島支所

**東桜島総務市民課** 〒891-1543 鹿児島市東桜島町863番地1  
☎099-221-2111 FAX.099-221-2113

鹿児島市のホームページアドレス……<https://www.city.kagoshima.lg.jp>



市役所での手続き、イベント情報、施設案内などの簡易なお問い合わせは

**電話/099-808-3333 FAX/099-808-2525**

鹿児島市総合案内コールセンター（サンサンコールがごま）

**年中無休**  
あさ8時～よる7時

## 介護保険の苦情・相談について

- 介護保険のサービスに対する苦情や相談がある場合には、まず、事業者が施設の相談窓口にご相談してください。市役所の各相談窓口では、必要に応じて当事者間の調整や事業所等への助言を行います。また、鹿児島市を通じて、もしくは直接鹿児島県国民健康保険団体連合会（☎099-213-5122）へ相談することもできます。
- 介護保険の要介護・要支援認定や保険料の決定等に対して不服がある場合は、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県に設置している「介護保険審査会」に審査請求をすることができます。また、市役所を経由して審査請求することもできます。